

平成 27 年 9 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

9 月 16 日

本日の会議に付した案件

議案第46号 江南市手数料条例の一部改正について

のうち

健康福祉部

の所管に属する事項

議案第51号 江南市介護保険条例の一部改正について

議案第52号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第54号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

の所管に属する歳入歳出

教育委員会事務局

の所管に属する歳出

議案第55号 平成27年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第56号 平成27年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第57号 平成26年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出

議案第58号 平成26年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 平成26年度江南市横田教育文化事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 平成26年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 平成26年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

出席委員（7名）

委員長	野下達哉君	副委員長	藤岡和俊君
委員	尾関健治君	委員	牧野圭佑君
委員	伊神克寿君	委員	掛布まち子君
委員	東猴史紘君		

欠席委員（0名）

委員外議員（0名）

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗本浩一君	議事課長	高田裕子君
議事課主幹	今枝直之君	主事	徳永真明君

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
教育長	石井悦雄君
健康福祉部長	大竹誠君
教育部長	菱田幹生君
高齢者生きがい課長	川田保君
高齢者生きがい課主幹	町野吉美君
高齢者生きがい課主査	中山綾子君
高齢者生きがい課主査	葛谷美智子君
高齢者生きがい課主査	宇佐見裕二君
高齢者生きがい課主査	安田裕一君
子育て支援課長	村井篤君
子育て支援課指導保育士	社本美恵子君
子育て支援課主幹	鵜飼篤市君
子育て支援課副主幹	松本幸司君

子育て支援課副主幹	大 脇 信 之 君
子育て支援課副主幹	向 井 由美子 君
子育て支援センター所長	納 堂 裕 子 君
福祉課長兼基幹相談支援センター長	貝 瀬 隆 志 君
福祉課主幹	仙 田 隆 志 君
福祉課主査	今 井 しのぶ 君
福祉課主査	瀬 川 雅 貴 君
福祉課主査	石 田 哲 也 君
健康づくり課長兼保健センター所長	倉 知 江理子 君
健康づくり課主幹	宮 田 昌 司 君
健康づくり課副主幹	青 山 啓 子 君
健康づくり課副主幹	長谷川 真 子 君
健康づくり課主査	須 賀 智佳子 君
保険年金課長	本 多 弘 樹 君
保険年金課主幹	前 田 茂 貴 君
保険年金課副主幹	平 野 優 子 君
保険年金課主査	岩 田 麻 里 君
保険年金課主査	加 藤 あかね 君
教育課長兼少年センター所長	武 馬 健 之 君
教育課管理指導主事	熊 崎 規 恭 君
教育課主幹	梅 本 孝 哉 君
教育課主幹	中 村 雄 一 君
教育課副主幹	横 川 幸 哉 君
教育課主査	藤 田 明 恵 君
教育課主査	岡 山 奈穂美 君

生涯学習課長	中 村 信 子 君
生涯学習課統括幹兼体育施設長	伊 藤 健 司 君
生涯学習課主幹	大 塚 將 史 君
生涯学習課副主幹	安 達 則 行 君
生涯学習課主査	田 中 元 規 君

○委員長 おはようございます。

ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

連日にわたりまして、議員の皆様、当局の皆様、大変にありがとうございます。

きょうは厚生文教委員会ということで、予算関係も半分を超えるぐらい以上の予算がこの厚生文教委員会のほうにはつくわけでございまして、きょうは決算もあるということなんですけど、非常に身近な分野にわたりますので、皆さんの御意見とか御要望があるかもわかりませんが、またしっかりとお伝えしていただきながら、実のある委員会にしていきたいなと思っておりますから、どうかよろしくお願いを申し上げます。

簡単でございしますが挨拶とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

そして、委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

それから、本会議同様、委員会の審議におきましても、蒸し暑いですから、クールビズという形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

当局から御挨拶をお願いします。

○市長 おはようございます。

去る9月3日に9月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件はいずれも市勢進展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願いいたします。よろしくお願いをいたします。

自席に待機しておりますので、何かありましたら呼んでいただいても結構ですが、優秀な課長さん、部長さんがお見えになりますので、この場で済むと思います。よろしくお願いをいたします。

○委員長 本日の委員会の日程であります。御存じの付託されております議案第46号 江南市手数料条例の一部改正についてを初め、11議案と、請願

第4号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願書を初め、請願4件の審査を行います。多数ありますので、よろしくお願ひします。

委員会の案件が終わりましたら、先ほど申し上げた形で委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については付託順により行いますが、委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないというふうに規定がされておりますので、質疑、答弁とも、簡潔、そしてポイントを押さえた質疑、答弁等、明瞭にお願ひをし、挙手をしていただいて、委員長の指名後に発言をしていただくよう、議事運営にも御協力いただきますようよろしくお願ひをいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席をしていただきまして、その間は退席していただいて結構でございます。よろしくお願ひいたします。

**議案第46号 江南市手数料条例の一部改正について
のうち
健康福祉部
の所管に属する事項**

○委員長 最初に、議案第46号 江南市手数料条例の一部改正についてのうち、健康福祉部の所管に属する事項を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひをいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第46号 江南市手数料条例の一部改正について説明をいたしますので、議案書の41ページをお願ひいたします。

平成27年議案第46号 江南市手数料条例の一部改正についてでございます。江南市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

42ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）でございます。

議案第46号の改正内容のうち、高齢者生きがい課所管の項目につきまして、新旧対照表で説明させていただきますので、議案書の44ページをお願いいたします。

江南市手数料条例（第2条関係）の第3条、区分及び金額の中段、別表の2. 民生関係のうち、ホームヘルパー等派遣事務、高齢者ホームヘルパー派遣事務及び高齢者世話付住宅生活援助員派遣事務区分の各備考欄に記載しております金額につきまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、改めるものでございます。

内容といたしましては、46、47ページをお願いいたします。新旧対照表の旧のほうでございます。

ホームヘルパー等派遣事務、高齢者ホームヘルパー派遣事務及び高齢者世話付住宅生活援助員派遣事務区分の各備考欄の「所得税額」を、お戻りいただきまして、44ページ、45ページの新しい表の各備考欄「利用世帯」に改めるものでございます。

42ページにお戻りいただきまして、附則でございます。

この条例は、ただいま御説明をさせていただきました第2条の規定は、平成28年1月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、第2条の規定による改正後の江南市手数料別表2 民生関係の表の規定は、平成28年1月1日以後に市長が定める金額について適用し、同日前に市長が定める金額については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第46号のうち健康福祉部所管の項目の説明とさせていただきます。なお、補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 当局から説明がございました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○掛布委員 改正の所得税額を利用世帯にということで、マイナンバー法の

施行に伴ってこのように変えるんだということなんですけれども、ヘルパーの派遣事務とか、こういうのを申し込めば、これまでは所得税額に応じて金額が定められていたのが、わざわざ所得税額まで行かずに、この人だとわかれば、自動的に所得税額を見に行って、幾らとわかるんだよということなんでしょうか。もうちょっと詳しく説明をしていただけないかなと思います。何で利用世帯でいいのかというところですね。

それからもう1つですけど、附則にある経過措置ですけども、平成28年の1月1日以降は金額が変わる可能性があるので、このような経過措置が加わっているということなんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　　現在、この手数料の関係、ヘルパーの関係なんですけど、各利用者の費用負担の算定を所得税額に応じて決定しておりましたが、平成28年1月より所得税額を利用することができなくなってくる。申請が必要になるという形で、通常うちの場合、保険料もですが、地方税関係の情報に応じて決定できるように改正するという趣旨でございます。

もう1点の経過措置に関してでございますが、経過措置を設けない場合ですが、全件の見直し、要は今年度受けた部分についても、1月1日以降、新しい基準で見直すという事務手続が必要になりますので、この1年、もう申し込んでみえる方についてはそのままという形ですので、経過措置を設けさせていただいたという次第でございます。

○掛布委員　　ちょっとよくわからなくなっちゃったわけですけども、平成28年1月1日以降、所得税額に基づいた利用料の設定というのができなくなって、地方税に基づいた利用料の設定になると言われたんですけど、それはどういうことですか。もうちょっとわかりやすく説明、それがなぜマイナンバー法と関係するのかというところもよくわからないんですけども。

○高齢者生きがい課長　　マイナンバー法では利用できる情報が限られておりまして、市が行っている高齢者向けの独自事業は、先ほど申しましたように、介護保険で行う事業に準じて所得税情報を参照することができます。国税である所得税の情報を参照することができないということなんですけど、その関係から地方税関係を参照していくと。

ただ逆に、補足的にあれなんですけど、所得情報というのは、所得税の相当

額を計算することは可能だと思います、地方税から逆算をするという意味であれば。ただ、そこにはいろんな控除ですとかありますので、それと、また計算をし直すということの職員の時間的なロス等を考えまして、地方税関係の情報を参照するという形を考えております。

○掛布委員　　どんどんわからなくなっていくわけですけど、申しわけないですね。なかなかちょっと頭が回っていかない。個人ナンバー法でそのように所得税情報と結びつけてはいけないというふうになっていて、マイナンバーを使うんだったら、地方税、住民税で結ぶというふうにしなないといけないというところからこの改正ということでもいいんですか。

そうしたら、書き方として、利用世帯というんじゃなくて、例えば金額は市民税額に応じて市長が定めるというふうであればわかるんですけど、利用世帯という書き方になっているものですから、ちょっと意味が不明なんですけれども、どういうことなんですか。

○高齢者生きがい課長　　うち、高齢者がやっておりますのは、世帯の状況、個人の状況という、いろんな参照項目がございますので、世帯の利用状態、利用世帯という言葉にさせていただいたというところがございます。

○牧野委員　　私もよくわからない。あなたと一緒にんだけど、これはほかの市町村も、例えば地方税額によるんじゃなしに、利用世帯によると、大体他市町村とも整合性をとってやっていらっしゃるのか。そこら辺、ちょっと聞きたいんですけど。

○高齢者生きがい課長　　うちの手数料条例の中でも、この利用世帯という言葉を使っている関係課もあります。

○委員長　　ちょっと整理させてください。

今の質問は、ほかの市町でもこういう表現を使ってみえますかという質問ですけど、その点についてはいかがですか。

○高齢者生きがい課長　　他の市町につきましては、そこまでちょっと調べ切っておりません。

○牧野委員　　多分こういうふうに改正されるんだけど、ここでオーケーしちゃえば。私個人はわかりにくい。私の、例えば父が90歳で生きていて、マイナンバーを持って、高齢者ホームヘルパー派遣事務をしようと思ったら、利

用世帯だから、私の所得やいろいろなものを組み合わせて、利用世帯に応じてだから、それで上限は402円以内なんだけど、算出がかえって面倒くさいような気がするんだけど、よく研究されてやられていることだから、説明としてはよくわかりにくいですね、私個人的な感想ですけど。利用者にとっては不便性はないんですかね。すぐわかるものなんですかね。窓口で、例えば私の父が95歳だと。高齢者ホームヘルパー派遣事務をお願いに来たと。ぽっと出したら、マイナンバーで利用世帯に応じて、はい、あなたは350円ですとか、402円とか、そこでぱっとわかるものなんですかね。

- 高齢者生きがい課長 今後の事務の流れでございますが、この条例改正後に要綱のほうの改正を予定しております。その要綱の中に、利用の根拠、金額の設定について判断基準を所得税から住民税に改めた形の要綱をつくるという形を予定しております、事務的に。
- 藤岡委員 では、1つだけ。実際に利用される世帯に何か違いが出てくる。今までと金額が変わってくるとか、利用世帯という名称になって、受ける区分が変わってくるとか、そういうようなことはあり得るのでしょうか。
- 高齢者生きがい課長 今、委員言われますように、所得税、住民税というのは算出方法が異なりますので、単純に所得税を住民税に置きかえるという方法ではなくて、やはり今までの額がありますので、それが同じになるような要綱のほうの改正を図っていくという予定をしております。
- 掛布委員 聞けば聞くほどわからなくなるので、今の要綱というのをちょっと見せていただけないでしょうか。今の要綱というのは、個人の所得税額に応じて、所得税額が幾らの人はこうって定めてあるわけですか。個人の所得税額というところを、要綱で世帯の市民税額とするわけですかね。要綱を見てないもんですから、幾ら聞いていてもよくわからないんで。
- 高齢者生きがい課長 ホームヘルパー派遣の今のうちのガイドブック、要綱も同じなんですけれど、載っている内容をちょっと御説明させていただきます。

まず、生計中心者の前年の所得税が課税されている世帯、その場合にホームヘルパーを、家事の場合と身体介護がございますけれど、家事に利用された場合、1時間208円、身体介護に関する場合、1時間当たり402円。それか

らもう1つ、利用者の負担確認として、生計中心者の前年の所得税が課税されていない世帯につきましては、家事に関しては104円、それから身体介護については201円という金額が、今、所得税をもとにして決められておると。これの要綱を改正して、この金額になるようにと言ったらいかんですけど、改正をして、図っていきたいと思っております。

○委員長　委員長なんで、あんまり発言はいかんですけど、今の発言だと、金額は変わらんということをごここで言っていらっしゃるんですが、それは間違いはないんですか。そうとらえちゃうんですけど。

○健康福祉部長　今、1つの例を申し上げたわけですが、生計中心者の前年の所得税が課税されている世帯ということですから、この前年の所得税というのは、例えば住民税が課税されている世帯とかいうような置きかえをすれば、金額は変わらないわけですね。ただ、その時点で、実際住民税が課税されている世帯と所得税が課税されている世帯と違いがあるかもしれません。その辺で、人数的にどちらのほうかふえていくのかわかりませんが、そういう点で、多少は違ってくる可能性は出てくるやもしれないということはあるわけでございます。

○委員長　ここまで、表現の仕方等もあって、混乱しておる部分はあるかわかりませんが、利用者にとっては基本的に変わらん部分が多いだろうというところはあるんですけど、住民税と所得税の関係があるから、多少損得があるかわからないという今までの答弁であります。

○牧野委員　ということは、前は、ちょっと補足して私が勝手に思うのは、利用世帯の所得税額に応じてというのが、今度は利用世帯の地方税額に応じてという言葉というふうに置きかえたということですか。

○高齢者生きがい課長　そのとおりでございます。

○委員長　よろしいですかね。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時23分　休　憩

午前9時24分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第46号を挙手により採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号 江南市介護保険条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第51号 江南市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 では、議案第51号 江南市介護保険条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書の113ページをお願いいたします。

平成27年議案第51号 江南市介護保険条例の一部改正についてでございます。

江南市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

はねていただきまして、114ページをお願いいたします。

江南市介護保険条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

115ページをお願いいたします。

江南市介護保険条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

内容といたしまして、第10条は保険料の徴収猶予についての規定でござい

ます。第2項の第1号から第3号までは、徴収猶予を受ける際に申請書に記載する事項について定めたものでございますが、第1号におきまして、介護保険の徴収猶予の可否を判断する際に必要となる第1号被保険者の所得情報などを庁内連携により個人番号を使って取得することから、個人番号を記載するよう改めるものでございます。

内容は、「及び住所」を「住所及び個人番号」に改めるものでございます。

続きまして、第11条は保険料の減免についての規定でございます。第2項の第1号から第3号までは、減免を受ける際に申請書に記載する事項について定めたものでございますが、第1号におきまして、介護保険の減免の可否を判断する際に必要となる第1号被保険者等の所得情報などを庁内連携により取得することから、個人番号を記載するよう改めるものでございます。

114ページにお戻りいただきたいと思っております。附則でございます。この条例は平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上で議案第51号の説明とさせていただきます。なお、補足説明はございません。よろしくお願いたします。

- 委員長 説明は終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。
- 掛布委員 今の御説明でいくと、個人番号で庁内連携でそのお宅の所得税情報を取得して、徴収猶予かどうかというふうに言われましたけど、先ほどの説明では、直接所得税のほうにはリンクできないというような、地方税でやるんだというお話だったんですけど、先ほどの説明と矛盾するような気がしたもんですから、申しわけないですけど。
- 高齢者生きがい課長 私、申しわけないんですが、言い間違いであるかもしれないんですが、所得情報。所得税情報じゃなくて、所得の情報に参照するための連携という形でございます。
- 委員長 説明の言葉がちょっと違っていましたねという話ですね。情報ということですね。

質疑もございませんので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時29分 休 憩

午前9時29分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第51号を挙手により採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数ということですので、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長 続きまして、議案第52号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、議案第52号につきまして御説明を申し上げますので、議案書の117ページをお願いしたいと思います。

平成27年議案第52号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、118ページをお願いいたします。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきますので、議案書の119ページをお願いいたします。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

第17条につきましては、保険税の減免についての規定でございます。第2項の第1号から第3号までにつきましては、減免を受ける際に申請書に記載

する事項について定めたものでございますが、第1号におきまして、国民健康保険税の減免の可否を判断する際に必要となります被保険者等の所得情報などを庁内連携により取得することから、個人番号を記載するよう改めるものでございます。

118ページにお戻りをいただきたいと思います。

附則でございます。この条例は平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上で議案第52号の説明を終わらせていただきます。なお、補足説明はございません。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時32分 休 憩

午前9時32分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第52号を挙手により採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

の所管に属する歳入歳出

教育委員会事務局

の所管に属する歳出

○委員長　　続きまして、議案第54号　平成27年度江南市一般会計補正予算（第2号）、第1条　歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部の所管に属する歳入歳出、教育委員会事務局の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長　　高齢者生きがい課所管の補正予算につきまして、議案書の該当ページ数を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の136ページ、137ページの上段をお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目高齢者福祉費でございます。補正額は180万3,000円でございます。

内容につきましては、137ページの説明欄の最上段をお願いいたします。

介護保険財務事務事業、介護保険特別会計繰出金事業、特別会計繰出金で介護保険特別会計の事務費としまして180万3,000円を繰り出すものでございます。補正前6,729万5,000円に180万3,000円の補正をお願いし、補正後6,909万8,000円となるものでございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いをいたします。

○委員長　　それでは、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○掛布委員　　事務費分ということなんですけれども、何の事務費が増額が必要になったということなんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　　介護保険の特別会計のほうで実施いたします介護保険システム改修委託料の補正分の必要な市の分としての財源を繰り出すものでございます。

○掛布委員　　システム改修というのは、介護保険のいわゆる改悪に伴ういろんなシステム改修というのが特別会計のほうの補正予算にあったと思うんですけれども、それというのは全く国の都合でもって変わってくるものなんですけど、この分が補填されなくて、市の持ち出しになるということですかね。

○高齢者生きがい課長　　特別会計のほうのお話も多少入ってしまいますけれ

ど、繰り出す内容で、財源はこの分を使いますよということなんですね。改正の内容は特別会計のほうでどうでしょうかと思います。

○委員長　では、そういうふうにさせてもらいましょうか。

今は、このシステム改修のための事務費の補正という形でいいという話でよろしいですか。

○高齢者生きがい課長　このシステム改修につきましては国庫補助もつきまして、市のほうもその分、合わせて特別会計へ出す必要がある関係の補正でございます。

○委員長　掛布委員、また特別会計の中で詳細はということによろしいですか。

○掛布委員　はい。

○委員長　そのほかにありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて、福祉課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　それでは、福祉課所管の補正予算の御説明をいたします。

議案書の132ページ、133ページの中段をお願いいたします。

福祉課所管の歳入でございます。

19款5項3目過年度収入、1節過年度収入で福祉課所管分は、平成26年度分障害児通所給付事業費国庫負担金精算金425万5,000円初め、平成26年度分生活保護費県費負担金精算金427万8,000円までの4項目でございます。これは各事業の実績による所要額が国や県の負担金を上回ったため、精算金として受け入れるものでございます。

続きまして、136ページ、137ページの上段をお願いいたします。

福祉課所管の歳出でございます。

3款1項2目障害者福祉費で、補正予算額は1,635万2,000円でございます。事業内容につきましては、右側説明欄の上から、障害者福祉サービス給付事業は1,519万4,000円の補正をお願いするもので、平成26年度分の国庫及び県

費負担金の精算に伴う返納金でございます。

次に、下の自立支援医療給付事業は115万8,000円の補正をお願いするもので、平成26年度分の国庫及び県費負担金の精算に伴う返納金でございます。

続きまして、2枚はねていただきまして、140ページ、141ページの最上段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費で、補正予算額は5,835万1,000円でございます。事業内容につきましては、右側説明欄の上から、生活保護事業は3,289万7,000円の補正をお願いするもので、平成26年度分の国庫負担金及び国庫補助金の精算に伴う返納金でございます。次に、生活困窮者住居確保給付金給付事業は1,000円の補正をお願いするもので、平成26年度分の県費補助金の精算に伴う返納金でございます。その下の臨時福祉給付金給付事業は2,545万3,000円の補正をお願いするもので、平成26年度分の事業費及び事務費に係る国庫補助金の精算に伴う返納金でございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。よろしく願いいたします。

- 委員長　　今、説明をしていただきましたが、これより質疑を行います。質疑はありませんか。
- 牧野委員　　基本的なことがわからないので、133ページで国庫から精算金がずらざらと名目が入ってきますよね。そして、141ページで返納金がありますよね。片方は国庫から精算金が入ってきて、片方は国庫とか県に返納していくと、そういう基本ですよ。それはお互いに締めてみたら、国が足りない分を出して、国と県のちょっと余分な分は精算して返すと、こういうことですかね。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　141ページの最上段にございます生活保護事業で御説明をいたしますと、133ページ、歳入のところで生活保護介護扶助費国庫負担金精算金として601万6,000円という形の歳入を組んでおりますが、141ページの歳出でいきますと、生活保護医療扶助費国庫負担金及び生活保護生活等扶助費国庫負担金返納金といったものを歳出で組んでおります。これは、国の国庫負担金の協議の中で生活保護費に関してはこの3つの区分に分けられておりまして、介護扶助費のほうは事業費のほうが一

バーいたしまして足らなくなったというところがございます。それから、医療扶助費、生活等扶助費につきましては当初の申請よりも事業費が少なかったものですから、この分を区分に応じて返すというものでございます。

○委員長 そのほかありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続きまして、保険年金課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 保険年金課の所管いたします補正予算につきまして、歳入から御説明申し上げますので、議案書の132、133ページをお願いしたいと思います。

中段にございます19款5項3目過年度収入でございます。

133ページの説明欄をお願いいたします。

1節過年度収入のうち、一番下にございます平成26年度分後期高齢者医療療養給付費負担金精算金でございます。これは、平成26年度の後期高齢者医療療養給付費負担金に係る精算金として歳入をするものでございます。

続きまして、歳出を御説明申し上げますので、議案書の136、137ページをお願いいたします。

中段にございます3款1項3目社会保障費で、補正予算額は60万5,000円です。

137ページの備考欄をお願いいたします。

年金保険料納付事業にございますシステム改修委託料60万5,000円の補正をお願いするものでございまして、国民年金保険料猶予制度の対象年齢がこれまで30歳未満であったものが、平成28年7月1日から平成37年6月末までの時限措置ではございますが、30歳以上50歳未満を対象とした新たな猶予制度が導入されることに伴い、システムを改修する必要が生じるものでございます。財源といたしましては、全額国の基礎年金等事務費委託金を予定するものでございます。

以上でございます。なお、補足説明はございません。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。

○掛布委員　また、基本的なことで、今、137ページのところの基礎年金事務のためのシステム改修ということなんですけれども、これは江南市の市役所の中でこういう基礎年金の猶予にかかわる部分で仕事をしていただいているということなんです。年金機構の仕事かなと思ったものですから、市役所でここまでかかわっているのでしょうか。

○保険年金課長　自治法でいいますところの法定受託事務ということで、こういった市民の方の国民年金に係る部分の業務をやっておるわけでございます。この猶予の関係につきましては、まず平成27年度の一月の保険料というのは1万5,590円ということで、なかなか支払いが難しい学生さんを対象にまず猶予の制度が基本にございまして、学生でない若年者ということで、現在は30歳未満の方で収入がない方、支払いが苦しい方の猶予制度ということで窓口でお受けをいたしまして、所得の照会などをして、システムに入力してというような業務を行っております。今回、新たに30歳から50歳の方がその対象になるということで、必要なシステム改修をさせていただくというような概要でございます。

○委員長　そのほかありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続きまして、子育て支援課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長　子育て支援課所管の補正予算について御説明申し上げますので、議案書の132ページ、133ページの中段をお願いいたします。

19款5項3目過年度収入、1節過年度収入で、子育て支援課分は平成26年度分母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算金初め2項目で、合計27万1,000円でございます。これは、各事業の実績が国の補助金を上回ったため、精算金として受け入れるものでございます。

続きまして、議案書の136ページ、137ページをお願いいたします。

子育て支援課所管の歳出でございます。

3款2項1目子育て支援費、補正予算額は1,281万6,000円でございます。

内容につきましては、137ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

保育管理事業は34万8,000円の補正をお願いするもので、平成26年度分の保育所運営費に係る国庫負担金と県費負担金の精算に伴う返納金でございます。

はねていただきまして、139ページをお願いいたします。

保育園保育事業は112万3,000円の補正をお願いするもので、平成26年度分の保育緊急確保事業に係る国庫補助金の精算に伴う返納金でございます。次のファミリーサポートセンター事業7,000円の補正につきましても、平成26年度分の国庫補助金の精算に伴う返納金でございます。次の児童虐待防止対策緊急強化事業は2万円の補正をお願いするもので、平成26年度分の児童虐待DV対策等総合支援事業に係る国庫補助金の精算に伴う返納金でございます。次の児童・遺児手当等事業は447万6,000円の補正をお願いするもので、平成26年度分の児童扶養手当事業に係る国庫負担金及び平成26年度分の児童手当事業に係る国庫負担金、並びに県費負担金の精算に伴う返納金でございます。次の子育て世帯臨時特例給付金給付事業は682万6,000円の補正をお願いするもので、平成26年度分の子育て世帯臨時特例給付金給付事業の給付費及びその事務費に係る国庫補助金の精算に伴う返納金でございます。次の子育て短期支援事業は1万6,000円の補正をお願いするもので、平成26年度分の国庫補助金の精算に伴う返納金でございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いをいたします。

○委員長 説明をしてもらいました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続きまして、健康づくり課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 議案書の132ページ、133ページをお願いいたします。132ページ、133ページの中段でございます。

19款諸収入、5項雑入、3目過年度収入でございます。

健康づくり課所管の補正予算の内容につきましては、133ページの説明欄をごらんください。

平成26年度未熟児養育医療給付費につきましては115万4,000円及び57万7,000円の補正をお願いするもので、これは平成26年度分の国庫及び県費負担金の精算に伴う精算金でございます。次に、平成26年度分保育緊急確保事業費につきましては17万4,000円の補正をお願いするもので、平成26年度分の国庫補助金の精算に伴う精算金でございます。

以上で説明を終わります。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて、教育委員会事務局生涯学習課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長 生涯学習課所管の補正予算について御説明申し上げます。

議案書の142ページ、143ページの下段をお願いいたします。

生涯学習課所管の歳出でございます。

10款4項1目生涯学習費で補正予算額は1億円でございます。

内容につきましては、143ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

図書館管理運営事業で江南市新図書館建設事業等基金への積み立てを1億円お願いするものでございます。

以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

○牧野委員 この1億円積んでくれたということは、新市長の方針に基づいてすばらしい英断だと思って、図書館問題委員会も要望しておりましたので大変喜んでおりますが、継続性について、基本というものは、今年度はたまたま剰余金があったり、実質収支でここへ入れよということだったと思いま

すが、今後、基本方針的に毎年1億円積むとか、そういった方針があるのか、単年度の事業なのか、そこはどうなんでしょうか。

○教育部長　　今回は補正のほうで1億円ということをお願いするわけですが、今後の計画についてはまだ立っていないという状況です。財政のほうの状況を見ながら考えていくということになると思いますので、よろしくお願ひします。

○牧野委員　　特別委員会をつくって、要望書も出ておりますので、今後の方針を決めるということですが、ぜひ前向きに基本的には進んでいくということを検討いただきたい。要望というのか、お願ひをしたいと思います。以上でございます。

○教育部長　　まず、これから計画的に基金を積むに当たっては幾らを目標にするのかというところがあると思います。今は図書館のほうをどういうふうにするかという構想を、今は庁内のほうで会議を立ち上げてやっていこうと思っておりますので、まずそこからと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○掛布委員　　私もすごくよかったなと思っているんですけども、以前、委員長が一般質問かどこかで言われておりましたけれども、今回の一般質問の中で、布袋の駅前ところに子供用の図書館という答弁が出てきました。そうすると、やはり図書館問題特別委員会として提言したのとちょっとずれてくるのかなあと。全体の新図書館構想にも大きな影響が出てきます、当然。駅前にミニ子供図書館ということになると、じゃあ全体はどうなるんだということになります。だから、先ほど基金を積むということについても、やっぱり幾らを目標にするのかという基本構想そのものが定かになっていかないと、分館へ行くのか、子供図書館をつくって、そのほかに全体の大きな図書館にするのか、あるいはあちこち分館にするのかということに、ごちゃごちゃ入れていくわけですので、今、この1億円というのはすごいありがたいんですけども、庁内で今やっていると言われた基本構想を策定する前の段階のどういうふうに進んでいこうかという検討は今どういうふうにやっておられるのかなというのをお聞きしたいんですけども。

○生涯学習課長　　基本構想の策定状況につきましては、後で委員協議会のほ

うで説明をさせていただく時間をおとりいただく予定でございますので、こちらのほうで説明させていただきたいと思えます。

○伊神委員 今現在、積み立て基金は幾らありますか。

○生涯学習課長 平成26年度末で6億2,841万2,051円でございます。補正1億円を合計いたしますと、今年度利息等が入っておりますので、8月末と若干数字は変わってきますけれども、8月末で御報告させていただきますと、6億2,956万6,141円でございます。

○委員長 そのほかはよろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。暫時休憩をいたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時02分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第54号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第55号 平成27年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長 続いて、議案第55号 平成27年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、議案第55号につきまして御説明申し上げますので、議案書の144ページをお願いいたします。

平成27年議案第55号 平成27年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成27年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億715万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億2,390万5,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第1表につきましては145ページに掲げてございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

続きまして、149、150ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

9款1項1目療養給付費交付金繰越金、補正予算額2,164万9,000円と、すぐ下でございます2目のその他繰越金、補正予算額8,550万9,000円でございます。

補正予算の内容につきましては、歳出により御説明申し上げますので、151、152ページをお願いしたいと思います。

上段でございます3款1項1目後期高齢者支援金で補正予算額は13万2,000円でございます。内容につきましては、152ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。保険給付事業の後期高齢者支援金支払い事業といたしまして13万2,000円の補正をお願いするものでございます。これは、国民健康保険及び被用者保険の保険者が加入者数に応じ納付するものでございますが、社会保険診療報酬支払基金への納付金額の決定による差額分について補正をお願いするものでございます。

続きまして、10款1項1目償還金及び還付加算金で補正予算額は1億702万6,000円でございます。

内容につきましては、152ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

保険給付事業の過年度国庫支出金返納金支払い事業におきまして8,537万7,000円の補正をお願いするもので、これは平成26年度分の国庫支出金の精

算に伴う返納金でございます。その下でございます。過年度療養給付費交付金返納金支払い事業におきまして2,164万9,000円の補正をお願いするもので、これは平成26年度分の療養給付費交付金の精算に伴う返納金でございます。

以上で議案第55号の説明とさせていただきます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○掛布委員　国保財政のやりくりのことなんですけれども、決算のところで出てきた実質収支額が6億6,018万円で、その他繰越額で今回3億8,391万6,000円入っているんですけれども、この実質収支額のうち、これだけ入っているということはどういう意味があるのかなというのをちょっと教えていただきたいなと思っております。

○保険年金課長　平成26年度の歳入歳出の差し引きが6億6,000万円ございまして、これが剰余金、いわゆる歳入歳出の差し引きということで翌年度へ繰り越すわけでございます。補正前の予算額のところに3億8,391万6,000円とございます。当初予算を編成する際にこの繰越金を使うことを念頭に入れて平成27年度の予算を組んだということで、3億8,391万6,000円予定をさせていただいたと。今回、歳出で国庫等の返納金が1億700万円ございますので、今回それをさらに予算化させていただいて、使わせていただくと。財源とさせていただくという流れでございまして。

○掛布委員　ちょっと勘違いして済みません。3億と言ったのは補正前でした。済みません。今回、その8,550万円、必要なだけ入れたよと、そういう意味ですね。

○委員長　そのほかございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時08分　休　憩

午前10時08分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第55号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号 平成27年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長 続きまして、議案第56号 平成27年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 議案第56号、介護保険特別会計補正予算の説明を行いますので、議案書の153ページをお願いいたします。

平成27年議案第56号 平成27年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成27年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,370万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億4,267万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第1表につきましては154ページに掲げさせていただいております。また、155ページから157ページには歳入歳出補正予算事項別明細書掲げさせていただいております。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

最初に、歳入でございます。

158ページ、159ページをお願いいたします。

3款2項国庫補助金、3目地域支援事業包括的支援事業・任意事業費交付

金、補正予算額は440万4,000円でございます。

159ページ説明欄をお願いいたします。過年度分の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の精算でございます。

158ページに戻っていただきまして、2項4目事務費交付金、補正予算額は180万4,000円でございます。説明欄、事務費交付金でございます。

続きまして、5款3項県補助金、2目地域支援事業包括的支援事業・任意事業費交付金、補正予算額は220万2,000円でございます。説明欄をお願いいたします。過年度分地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）でございます。

続きまして、7款1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金、補正予算額は180万3,000円でございます。説明欄をお願いいたします。事務費繰入金でございます。

8款1項繰越金、1目繰越金、補正予算額は1億4,348万8,000円でございます。説明欄をお願いいたします。前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

160ページ、161ページをお願いいたします。

上段の1款1項1目総務管理費でございます。補正予算額は360万7,000円でございます。

161ページの上段の説明欄をお願いいたします。

介護保険システム改修事業、委託料、システム改修委託料360万7,000円でございます。戦略プロジェクト事業といたしまして、国よりの交付金180万4,000円及び一般会計からの繰入金180万3,000円を特定財源とし、介護保険制度改正に伴うシステム改修を行うものでございます。

続きまして、下段の3款1項1目基金積立金でございます。補正予算額は1億230万4,000円でございます。

内容につきましては、161ページの下段の説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

介護保険財務事務事業、介護保険事業基金積立金事業でございます。地方財政法第7条第1項による剰余金の積み立てとして、平成26年度の繰越金から国庫負担金等の精算による返納額を差し引きし、1億230万4,000円を積み

立てるものでございます。

続きまして、162、163ページをお願いいたします。

6款諸支出金、1項1目償還金及び還付加算金でございます。補正予算額は4,779万円でございます。

内容につきましては、163ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

介護保険財務事務事業、介護給付費等返納事業としまして、介護給付費及び介護予防事業費の返納といたしまして4,779万円の補正をお願いするもので、平成26年度分の国庫及び県の負担金・補助金、並びに支払基金交付金の精算に伴う6件の返納金でございます。

以上で議案第56号の説明を終わらせていただきます。なお、補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○掛布委員　先ほど一般会計のところでも聞いたことなんですけれども、161ページのシステム改修の中身が、いわゆる平成29年4月からの介護保険の改定に基づく予防給付の見直し、要支援の方を介護保険から外していくとか、新しい総合事業を開始するという、それに合わせたシステム改修なんですけれども、窓口での要介護認定の手続そのものも変わっていくと思うんですね。今だったら、全部介護認定のほうに回していくんですけれども、窓口で振り分けるというふうな新しいチェックリストですか、そういうものもやっていくと思いますし、総合事業そのものがまだ定かじゃないと思うんです、江南市としてどういう総合事業に振り分けるのか。それで、このシステム改修というのは何なんだということなんですけれども、中身がまだはっきりしていないのに、どういうシステム改修をするのかなあとというのが疑問なんですけれども。

○高齢者生きがい課長　掛布委員言われるように、今回のシステム改修につきましては、うちのほうで今後進めていこうと思っております介護予防、日常生活支援総合事業の実施に伴うシステム改修という形になっております。それで、国のほうから、必要額、基準額の内示がもうありまして、一応江南市は人口規模でいきますと、内示額は1,000万円という額が、国が近隣の状

況、人口状況に基づいて内示額を提示し、その額がもう、逆に言えば内示されたという状況になっております。その中で、国の補助額が500万円、内示額の2分の1になりますので、うちのほうが、先ほどこの補正をお願いした360万7,000円と、一般会計からの繰入金180万3,000円で江南市のシステム改修の財源500万円をつくりました。その中で、国のほうが平成28年度については今のところシステム改修の予算というものが無いという、今のところですが、というようなQアンドAがございまして、今回、平成27年度以降に総合事業のシステムを改修しなさいという内容に、まず時間的な、先ほど掛布委員が言われましたように、総合事業の江南市の骨格もまだこれからというところでシステム改修という内容でございまして、実際言われますように、内容がいまいちまだわかっていない状況でございまして、情報等、精力的に集めまして、システム改修を行っていくという内容でございまして。

- 掛布委員　先ほどの国の内示額1,000万円というのは、システム改修の内示額という意味ですかね。
- 牧野委員　基本的に数字のことなんですけど、最初の補正前639万円でシステム改修費が出ていますよね。これは江南市が、例えばNECに独自で組むということじゃなしに、国から大体人口10万人でこれぐらいの人数だと639万円と。これも国から来た数字なんですよね、多分。それがまた後追いで、1,000万円ぐらいかかると。システム改修は国へ出すのか、それとも江南市がどこかソフト会社へ1,000万円を出すんですかね。よくわからん。誰がシステム改修、国の機関がシステム改修をするのか。
- 高齢者生きがい課長　江南市は、御存じだと思いますが、NEC、日本電気の関係でホストコンピューターが入っておりますので、基本的にはNECの関係に最終的になってきて、国のほうの機関を使うかどうかではないといえますか。
- 牧野委員　ということは、639万円の当初予算が、例えば介護保険対象者が三千何百人いると。幾らぐらいと見積もったということじゃなしに、国から639万円、約650万円ぐらいかかるよと来たのか、NECで見積もりをとって、何回でも言うんだけど、見積もりをとってしたんじゃなしに、国が1,000万円かかると言うから、1,000万円NECに払うんだろうけど、何かそ

こら辺のソフト料金の算定って、誰がどこでやるんですかね。

- 高齢者生きがい課長 国の内示における基準につきまして、江南市の場合ですが、人口10万人以上30万人未満の市町村のときには内示額1,000万円で、国庫の補助額が500万円という配分額が国のほうで決められてきております。それで、今、システム改修の最終的な1,000万円を全て内示額だから出すかというようなお話なんですけれど、これにつきましては、うちのほうは見積もり徴収をさせていただいて、1,000万円が正当な金額なのかどうかという確認も必要になると思いますので、見積もり徴集をやって契約をしていくという形でございます。
- 掛布委員 161ページにある介護保険の基金の積み立てが1億230万円ということなんですけれども、いわゆる決算の剰余金も全部入れて、返納金を除いた残額を全部積み立てるよということなんですけれども、今、平成27年度の介護保険料は値上げされているわけなんですけれども、当然3年分を見通して保険料を組んでいるわけですから、平成27年度としてはかなり余裕が出てきているはずだと思うんですけれども、今どんな状況なんですか。
- 高齢者生きがい課長 介護保険事業基金の関係でございますけれど、3月31日現在の残高ですが、8,175万351円、決算書のほうにもございますが、その数字に、今回お願いしております1億230万4,000円を積み立てまして、平成27年度末におきましては1億8,000万円ほどを見込んでおるとというのが現状でございます。
- 掛布委員 介護保険料なんですけれども、新しく今年度から3年間で、一番負担の少ない第1段階の人は0.5になったんですけれども、国が財政措置をして0.45に下げるといような、別途国からお金が来て、0.45に下がらないといけないはずだったんですけれども、それは一体どうなっておるんでしょうかね。
- 高齢者生きがい課長 低所得者の関係の方の保険料の減免につきましては、平成28年、29年、先送りされたといったら言葉は悪いんですけれども、なりまして、ことしは0.5になっておると。その分については……。済みません。ちょっと休憩をお願いします。
- 委員長 暫時休憩します。

午前10時26分 休 憩

午前10時45分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の掛布委員の質疑に対しての当局の答弁を求めます。

○高齢者生きがい課長 保険料についての御質問でございました。第1段階につきましては、平成27年度は基準段階より0.45の比率で保険料額をお願いする。平成28年度につきましても、第1段階は基準段階において0.45のお願いをするという形になります。それで、さきに平成29年度につきましては、第1段階が0.3、それから第2段階が0.50、第3段階が0.70と、それぞれ落としたというんでしょうか、基準割合を下げた状態で保険料をお願いするという形になります。それで、この下げた分、保険料の財源の補填が必要になるという中で、その分が軽減の保険料の相当額という形で、国、県、それから市の応分の負担を求めて、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という財源を充てることによって、保険料の割合を下げるという形でございます。

○委員長 今は基金の積み立て事業についての審議でございますので、保険料云々というのにこれ以上入っていくとちょっとずれていく部分がありますので、その点だけ注意してくださいね。

○掛布委員 平成27年度の補正予算なので、補正予算の積み立てにかかわって、今のお話ですと、平成27年度の予算の中で第1段階0.45になるというお話でしたけれども、10月から新しい保険料になるよという通知が8月の初めに届けられていると思うんですけども、第1段階の人は計画では0.5と書いてあるんですけど、最初から0.45の金額を通知していただいて、最初から0.45になっているということですか。

○高齢者生きがい課長 そのとおりでございます。0.45の計算で。

○掛布委員 そうしますと、さっき言われた国からの補填財源とか、全然補正予算に組み込まれていないんで、私たちも気がつかなかったんですけど、それはどういうことなんですか。

○高齢者生きがい課長 当初予算のほうで一応組んであります。出してありますので。

○委員長 そのほか質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時48分 休 憩

午前10時48分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第56号を挙手により採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号 平成26年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち
健康福祉部
教育委員会事務局
の所管に属する歳入歳出

○委員長 続きまして、議案第57号 平成26年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、健康福祉部、教育委員会事務局の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 それでは、高齢者生きがい課所管の決算認定につきまして、決算書の該当ページ数を御説明申し上げます。

最初に、歳入でございます。

決算書の62ページ、63ページをお願いしたいと思います。62ページ、63ページの中段でございます。

11款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金、高齢者生きがい課の老人ホーム措置費負担金709万3,910円でございます。

次に、同ページの下段をお願いいたします。

12款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料、高齢者生きがい課の福祉センター目的外使用料（食堂施設）40万3,186円から、はねていただきまして、65ページ上段、高齢者生きがい活動センター目的外使用料（郵便ポスト）630円までの6件でございます。

次に、68、69ページをお願いいたします。

12款2項2目民生手数料、1節社会福祉手数料、高齢者生きがい課の高齢者ホームヘルパー派遣手数料25万3,870円から、生活支援短期宿泊事業手数料5万1,805円までの3件でございます。

続きまして、76ページ、77ページをお願いいたします。

14款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、高齢者生きがい課の社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金33万7,000円、それと老人クラブ助成費補助金167万8,000円の2件でございます。

続きまして、歳出のほうへ移らせていただきます。

174ページ、175ページをお願いいたします。

3款1項1目高齢者福祉費でございます。175ページの備考欄の人件費等から、188ページ中段の特別敬老事業まででございます。

なお、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○牧野委員　決算書とリンクしているということで、成果報告書の111ページの成果の状況というところなんですけれども、評価の仕方が少し違うんじゃないかと思って、質問なんですけれども、高齢者人口に占める要介護者の割合というのが、基準値、目標値、実績値、晴れマーク103%、これは理解します。その下ですが、介護保険サービスを利用している割合が、基準値77.2の平成18年度に対して、目標値が82だけれども、実績が85.1になって、晴れマークなんですけど、この計算式が、一番最初の表の見方で実績値を目

標値で割っているということなのですが、介護保険サービスを利用している割合というのは、実は低いほうが世の中は、いろんな介護支援だとか、健康保持をしていて、いろんな運動をしていて、低くなるのが晴れで、ふえるのが晴れは、数値の出し方が、私は目標値を下回るということが晴れマークであって、ここの計算の方式は逆じゃないかと思うんですが、どうですか。まず、基本的な認識ですけど。これは曇りじゃないでしょうか。

○高齢者生きがい課長　　今、牧野委員さんから御指摘がありまして、介護保険を利用している割合という、この言葉だけで判断いたしますと、うちらにとってみますと、介護保険を勧奨して、最終的に介護保険を利用していただいているその数値をというような感じなんですね。

○牧野委員　　よく検討いただきたいと思います。27ページにシートの見方で達成計算方式が出ておるんですが、改善したほうが晴れなのか、悪くなったほうが晴れなのかの基準値の数値だけではわかりませんので、これ、やっぱりよく検討いただきまして、今後の評価の施策はぜひ御検討いただきたいと思います。

○健康福祉部長　　今、牧野委員さんおっしゃいますお話でございます。例えばこのページでいきますと、目指す目的というのは、高齢者が介護予防に取り組み、介護予防が必要になっても地域で安心して暮らしているということになっております。多分こちらのほうの利用している割合というのは、後段のほうの、必要になって、地域で安心して暮らしている。必要になった場合ということを重視した見方ではないかと考えております。その辺につきましては、牧野委員さんおっしゃるように、本来、介護保険というのは、だんだんこれからは予防という方向に取り組んでいくわけですので、やっぱりこういう介護保険サービスを利用した割合が、果たして本当にそれだけがいいことかどうかというのは、介護予防はどれだけ進んでいるかというようなことのバランスといいますか、そういうことの見方につながっていくこともあると思いますので、この辺については、おっしゃいますことは重々あるかと思っておりますので、一度検討させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○牧野委員　　決算書の177ページ、それと179ページです。177ページの備考

欄の上から7行目、高齢者虐待ネットワーク運営会議委員謝礼というのがある、179ページ、上から15行目ぐらい、老人保護措置事業、20番扶助費、老人保護措置費5,802万5,682円、これよくわからない。この保護措置と虐待ネットワークと関連があるか、虐待の実数というのは出ているんですか。保護措置とはどういうことですか。もっと広い意味だとは思いますが。

- 高齢者生きがい課長 老人保護措置費といいますのは、現在、むつみのほうに入所してみえる関係の江南市分の持ち出しというんですか、費用負担。江南市ばかりじゃなくて、他市町にもおられますので、江南市の市民の関係の措置費の額がこの5,800万円等々でございます。

先ほど、もう1つ言われました前ページの虐待ネットワークにつきましては、情報交換というんでしょうか、そういうネットワークを組んで、少しでもやっていくという内容で、江南市の高齢者虐待防止ネットワーク会議は、高齢者虐待防止法が平成18年4月1日に施行されたことに伴い、本市における高齢者虐待の防止及び早期発見、並びに高齢者の安全の確保を図り、関係機関との連携を図ることを目的として、平成18年8月23日に発足したものでございます。ネットワーク会議の委員の方々でございますが、医療、保健、福祉、行政及びその他高齢者虐待に関して必要と認められる者の中から市長が委嘱しており、その主な委員としては、民生委員さん、尾北医師会の支部長さん、人権擁護委員さん、それから社会福祉協議会、警察の生活安全課長さん、保健所の健康支援課長さん、それから3カ所ございます包括の職員など、合わせまして14名で構成しておるところでございます。

- 牧野委員 子育て支援のほうでたまたま児童虐待の数値が出ているので、ああふえたなあと思ったんですけど、老人虐待の数値が成果報告で出ていないもんですから、ちょっと聞いてみたんで、実際に今の制度と人数と仕組みはわかりましたけど、江南市における高齢者虐待の実態みたいなもの、ちょっと決算とは違うかもしれないですが、わかれば聞きたい。わからなければ、また後ほど教えてください。

- 高齢者生きがい課主幹 平成26年度中に虐待があると通報された件数、相談があった件数は総計51件ありました。そのうち、虐待と判断された件数は21件でございました。

- 伊神委員　　今の決算書の179ページの中段よりちょっと下、シルバー人材センター補助金ということで1,402万円上がっていますが、五、六年前も1,400万円ぐらいでしたけど、利益は上がっているということで、たしか1,200万円までだんだん下げた経緯がありますけど、またそれから今1,400万円に上がっているというのは何か理由がありますか。
- 高齢者生きがい課長　　シルバー人材センターのほうにつきましても、県シルバーから、国からになりますけれど、補助金というものが来ておりまして、やはり昨今、補助金自身が削られておるということによって、特に今、人件費関係になるかと思えますけど、事業費の中の増額があったのではないかと思います。私も1,200万円のときの資料をちょっと持ち合わせておりませんので、シルバーのほうで区長さんがそのようなことをよく言ってみえますので。
- 伊神委員　　登録の人数自体は年々どういう傾向になっていきますか。ふえていきますか、減っていきますか。
- 高齢者生きがい課長　　シルバー人材センターの会員さんの登録、これは減る方向になっております。
- 尾関（健）委員　　179ページのやや上段に訪問理髪料という額があるんですが、理髪は低い金額から高い金額、ばらばらなんですね。組合があると思うんですが、どの程度のクラスの方が行くんですか。例えば1人幾らとか。
- 高齢者生きがい課長　　訪問理髪におきましては、まず使われる方が、実人数でいいますと205名ほど見えまして、理容で3,600円、うちが補助します。それから、美容で3,086円補助をかけていくという形になります。それで、御本人さんは500円の負担をお願いしておると。
- 尾関（健）委員　　市の補助に対して、プラス500円を本人が出すということとは、3,600円ですと4,100円ということですか。
- 高齢者生きがい課長　　理容の単価で見れば、そういう形になります。ですから、うちのほうは理容組合のほうから一月分まとめた請求書をいただきまして、今の3,600円相当にする額の補助を出しておる。ですから、御本人さんにとってみると、例えば普通の理容ですと、500円自己負担がありますので、4,100円ぐらいで理髪をやっていただいているというような形にはなり

ます。

○尾関（健）委員　　高いという印象を持つんですが、これは変わらないんですか。

○高齢者生きがい課長　　これは理容組合と美容組合のほうから見積もりをいただきまして、一応積算をしていくという形をとっております。

○尾関（健）委員　　今、組合とおっしゃったんですが、理容の組合というのはどれくらいあるんですか。今、見積もりとおっしゃったんですが。

○委員長　　出ますか。また、調べておいていただいて。

○尾関（健）委員　　参考のために、この業者は江南市内の業者でしょうね。

○高齢者生きがい課長　　江南市の業者です。

○委員長　　じゃあ、またわかりましたらお願いします。

○掛布委員　　成果報告書の中で、例えば113ページに在宅高齢者施策の推進というふうになっているんですけども、投入コストで事業費と減価償却費、公債費、人件費とあるわけなんですけれども、右のほうに、そこでくぐられた事業費はこれとこれだよということで4つ上がっていて、それを全部足しても左側のページの額にならないわけなんですけれども、これはどういう額がこの左側の113ページの投入コストに載っているのかというのが定かじゃないと思うんですけど、2の投入コストの額というのは、右側の投入コストの4つのところとどういう関係になっているんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　　今、掛布委員御指摘の113ページ、2の投入コスト、事業費1億3,049万1,000円と、114ページの5の4つの事業費の合計は一緒の数字になりますが。

○掛布委員　　済みません。それで、減価償却費というのが高齢者見守り事業と書いてあるこの中身で、何の減価償却費なのかということが定かでないんですけれども、全般的になんですけれども、例えばここだったら、何の減価償却費ということなんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　　主要施策の28ページのほうをごらんいただきますと、投入コストのところの下段に減価償却費、江南市が所有する建物等の償却資産を定額法に基づき減価償却し、各事業ごとの人工により案分して算出していますというふうに出てきておる数字でございます。

○掛布委員　今回、初めて成果報告書と一緒にになったんですけれども、分析というのが。苦情なんですけど、一緒にになったのはいいんですけど、非常に見づらい。例えば114ページのところに高齢者見守り事業ということで別途掲載がありますよと表示してあるのはいいんですけど、例えば何ページというのが書いてないと、どこだどこだと後ろのほうまでざあっとめくって行って、やっとここにあるわという感じで、どこにあるのか、とんでもなく後ろまで離れていますので、こう書いていただくんですしたら、ついでにページ数まで書いていただけると見やすいと思います。何度も行ったり来たり、行ったり来たりして大変でしたので。それ、苦情で。

○委員長　希望ということになりますので、よろしく。

○掛布委員　ついでに、決算書の177ページの上から2段目の給食サービス事業で、これは成果報告書の159ページの下段のところに実績値として5万2,443食と書いてあります。ここで実績値がわかったんですけれども、市の負担は1食当たり250円と前に聞いたような気がします。私の母親もひとり暮らしで、これのお世話になっているんですけれども、最近、とみに中身が少なくなってきたと言っております。多分食材の値上げとか、いろんな原材料の値上げとかで、業者として中身を減らしているんだなあと思うんですけれども、その辺の市のチェックと指導はどうなっているのかなということと、この数というのはかなりの数だと思います。目標値に対してかなりオーバーしておりますから、聞いていると、夜も、1日2回いただけると助かるがという声もあるんですけれども、拡大するというのはできないでしょうか。

○高齢者生きがい課長　まず、業者のほうの量ですかね。御飯なのか、おかずなのかというのもあるかと思いますが、今現在、5つの事業者の中から選んでいただくという選択制をとっております。補助額の250円はどの業者さんでも同じという形になっておりますので、好み等もあるかもしれません。お試しと言っては語弊がありますが、ほかの業者さんなんかのお弁当を一度食していただくのも一つではないかなと思っております。

あと、うちのほうも、5業者ございますので、1週間かけて、部長を含めまして、一応試食をしております。そこら辺の量等々については御了解をお願いできればと思います。

もう1点が、今現実に昼か夜か1日1回というふうな形で給食サービスを行っておりますけれど、委員言われました、それを昼と夜、要は1日2回の検討がお願いできますかという内容だと思っておりますけれど、これにつきましては、やはり今後、近隣の市町も含めまして検討していきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○牧野委員 決算書の179ページ、高齢者生きがい推進事業です。成果報告書の115ページ、高齢者の生きがいづくりの推進ということで、予算はこういう予算なんですけれど、成果状況が、シルバー人材センターの登録者数がかなり減っているという現状と、老人クラブの会員数、基礎会員数を30名に減らしたんだけど、僕に言わせれば激減。これから高齢者はふえるんだけど、シルバーも老人クラブも減っていくという逆比例傾向がとまらないような気がして、今後の施策方針ですが、市が積極的にかかわる。これはなかなか難しい。もう1個、この中にサロン活動が入っていないんですけれども、サロンに対する補助だとか、そういったものの実態というようなものも含めて、成果に入れたほうがいいのか。実際に成果から見ると非常に問題があるし、お金を使うには合っていないのか、どういうふうに考えられているのか。ちょっと決算書とは違うんだけど、成果報告書から見て、何か考えられているようなことがあるんでしょうか。難しいと思うんですが。

○高齢者生きがい課長 牧野委員御指摘のシルバー人材センター、それから老人クラブの会員の数につきましては、今言われましたように全国的な状況でどちらも減少傾向という形になっております。シルバー人材センターのほうは340人ぐらいの会員さんなんですけれど、老人クラブのほうは結構、4,700人近い方が見えます。それが減っていくということになれば、今まで築いていただいたものがだんだん忘れ去られていくような形になってしまいますので、うちのほうも、今言われましたように積極的にかかわるところはかわりまして、広報、何かの会合の折に勧誘をさせていただくという形はうちのほうも今現在はおとっておるところでございます。

それとあと、もう1つ言われましたサロン活動につきましては、今、基本的には各部落部落でやっけていただいているのがほとんどかと思っております。そのサロンの立ち上げ等につきましては、社会福祉協議会のほうが少しお手

伝いをさせていただいておりますので、基本的にはサロン活動については社会福祉協議会、もちろんうちらもお手伝いするところがあればお手伝いさせていただきますので、それはそれでまた動かしていきたいなどは思っております。以上でございます。

○掛布委員　　今言われました社協がお手伝いをしているサロン活動、社協のサロン活動への補助事業について、市は社協にその分補助金を出しているわけですか。この決算書だと、そのサロン活動に関する市の支出というのはどこに入っているのでしょうか。

○高齢者生きがい課長　　これは社会福祉協議会のほうの予算でやっていただいておりますので、市のほうの補助金というのではありません。出しておりません。

○委員長　　先ほどの尾関委員の質疑に対する当局の答弁をお願いします。

○高齢者生きがい課長　　先ほど尾関委員さんのほうから理容店の数をということでしたので、御報告させていただきます。

理容店でございますが、32の理容店がございます。それから、美容の関係、美容店につきましてはこれも31ございます。

済みません。訂正をお願いしたいと思います。

美容につきましては31でいいんですが、理容のほう、裏面もありまして、全部で57という形の利用をお願いしておるという形ですが。

○尾関（健）委員　　そこら辺の見積もりを依頼するんですか、全部。組合ですか。

○高齢者生きがい課長　　組合のほうへお願いすると。理容組合、美容組合のほうにお願いするということです。

○藤岡委員　　まず、先ほどの牧野委員が言った老人クラブの会員数の減少の件なんですけれども、地元の方から、補助金が老人クラブごとに出ているので、たくさん分裂したといいますか、数が多くなって、地域で一つにまとめることはできないのかというようなことを言われているんですね。ですので、補助金の出し方をクラブごと幾らというんじゃなくて、会員数に応じて幾らと。ですから、補助金予定額を老人クラブ会員数全部で割って、1人当たり単価を出して、それで各老人クラブごとに掛ける会員数分で与えるというふ

うにすると、今分かれている地域の老人クラブの方が地域ごとに一つにまとまって、大きな老人クラブになることができるんじゃないかというふうな思いがあるんですが、いかがでしょうか。

○高齢者生きがい課長　　まず、老人クラブの補助金の関係、これ市ばかりじゃなくて、県のほうからもいただいておりますので、その分を合わせた形で、今言われる老人クラブ連合会、それから単位老人クラブのほうへお出しをしておると。ただ、今の県のほうの補助金が、今言われましたように単位数、クラブ数で計算をするというような形で来ておりますので、それをやりますと、うちのほう、なかなか県へ報告する数字が出てこない、最悪の場合、県からの補助なしというような、最悪の場合ですけど、そんなことはないと思いますけど、あるもので、今の方式を当分の間は続けていこうかなとは思っておりますけれど、ただ、今言われますように、クラブの会員数、それからクラブ数もやはり減っております。この4月1日の老人クラブの関係でいいますと、79クラブ、4,532人の方がお見えになります。前年度と比べますとクラブ数も会員数も減ってきておりますので、どこかの時点ではこういう補助金のほうも見直しをかける必要があるかなとは思っておりますけれど、まだ具体的なものまでは持っておりません。

○藤岡委員　　掛布委員が言われた給食サービスの件、一般質問で私もさせていただいたんですけど、隣の大口町が75歳以上の高齢者世帯というのがあるんですね。江南市の場合、基本はひとり暮らしという形ですので、世帯というのも考えていただけたらいいかな。今は65歳以上という形ですけど、大口町の場合は70歳以上のひとり暮らしと75歳以上の高齢者世帯というふうな形なので、そういった世帯単位も考えていただければなと思います。

○高齢者生きがい課長　　給食サービスにつきましては、65歳以上高齢者の方の独居の方が大半を占めている現状でございます。ただ、高齢者世帯でも、もう1人の方が要介護者である高齢者世帯であれば出すというような形ですね。やっております。ですから、ひとり暮らしがこれからますますふえていくという状況ですので、給食サービス、皆さん、御利用いただいておりますし、基本的に、先ほど言いましたように1日1食ですので、2食を実費でとってみえる方もあります。ですから、給食サービスの対象範囲等々について

もまだ検討の余地はあるかなとは思いますが、今後に向けてという形になります。

○委員長 この点はちょっと今後に向けて検討をお願いしたいと思います。

まだあるかもわかりませんが、あとは個人的に聞いていただければありがたいと思います。

それでは、続きまして、子育て支援課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長 子育て支援課の決算認定について御説明申し上げますので、決算書の62ページ、63ページをお願いいたします。

子育て支援課所管の歳入でございます。

11款1項1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金は、保育所保育料を初め2項目でございます。

はねていただきまして、64ページ、65ページの上段をお願いいたします。

12款1項2目民生使用料、2節児童福祉使用料の子育て支援課分は、児童施設目的外使用料でございます。

同じページの下段をお願いいたします。

12款1項5目土木使用料、3節都市計画使用料の子育て支援課分は、コミュニティ・プール使用料でございます。

はねていただきまして、68ページ、69ページをお願いいたします。中段でございます。

12款2項2目民生手数料、2節児童福祉手数料の放課後児童健全育成手数料を初め2項目でございます。

はねていただきまして、70ページ、71ページの中段をお願いいたします。

13款1項1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金の保育所運営費負担金初め3項目でございます。

同じページの下段でございます。

13款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の保育園防音事業関連維持費補助金初め6項目でございます。

はねていただきまして、74ページ、75ページの中段をお願いいたします。

13款4項5目民生費交付金、1節児童福祉費交付金のがんばる地域交付金

でございます。

同じページの最下段をお願いいたします。

14款 1 項 1 目 民生費 県負担金、 2 節 児童福祉費 負担金の 保育所運営費 負担金 初め 2 項目でございます。

次のページ、76ページ、77ページの中段、やや下をお願いいたします。

14款 2 項 2 目 民生費 県補助金、 2 節 児童福祉費 補助金の 1 歳児 保育対策費 補助金 初め 8 項目でございます。

2 つはねていただきまして、80ページ、81ページの最上段をお願いいたします。

14款 3 項 2 目 民生費 委託金、 2 節 児童福祉費 委託金の 母子寡婦福祉資金 事務委託金 でございます。

次のページ、82ページ、83ページの最上段でございます。

14款 4 項 6 目 民生費 交付金、 2 節 児童福祉費 交付金の 地域児童福祉事業等 調査事務取扱交付金 でございます。

はねていただきまして、86ページ、87ページの下段をお願いいたします。

19款 5 項 2 目 雑入、 5 節 保育園給食費徴収金の 3 歳以上児主食代実費徴収金 初め 2 項目でございます。

次のページ、88ページ、89ページの中段をお願いいたします。

19款 5 項 2 目 雑入、 11 節 雑入の子育て支援課分は、児童福祉等実習指導委託費 初め 5 項目でございます。

はねていただきまして、90ページ、91ページの最下段をお願いいたします。

19款 5 項 3 目 過年度収入、 1 節 過年度収入の子育て支援課分は、平成25年度分 児童手当費 国庫負担金 精算金 初め、次のページに参りまして、4 項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

200ページ、201ページから、222、223ページの中段の 母子福祉推進事業までが歳出でございます。

少し飛びますけれども、296ページ、297ページの下段でございます。

8 款 4 項 3 目 木賀公園コミュニティ・プール費 でございます。

歳出は以上でございます。なお、補足説明はございません。よろしく願いをいたします。

- 委員長　　これより質疑を行います。質疑はございませんか。
- 掛布委員　　先ほど補正予算のときにちょっと聞きそびれてしまったんですけど、決算書71ページの下から4行目のところに保育緊急確保事業費補助金とあるんですけども、これはどういう趣旨の補助金で、どのようなところに使われたんでしょうか。
- 子育て支援課長　　この保育緊急確保事業費補助金は、メニューが、例えば保育園ですと、一時保育の事業に対する補助ですとか、それからファミリーサポートセンターに対する補助、子育て支援センターに対する補助、いろいろなメニューがありまして、保育という広い意味の事業に対する補助金でございます。
- 伊神委員　　施策評価のほうの118ページ、下から4番目の保育園等施設耐震補強事業で評価結果はBになっていますけど、今後の方向性とか、これで完了ということで、Bがあるのに完了ということはどういうふうに解釈しているか、説明をお願いします。
- 子育て支援課長　　保育園等施設耐震補強事業につきましては、具体的には藤里保育園の耐震補強事業が必要だという診断結果が、過去に江南市全体の公共施設として行ったときに要耐震ということで結果が出たんですけども、新しい耐震基準といたしますか、診断基準等でもう一度調査をやり直した結果、必要がないという結果が出ました。ですので、達成度というのがBということなんですけれども、実際は調査と評価だけを行いまして、補強工事は行わなかったというものでございます。
- 牧野委員　　ちょっと基本的なことでも知りたくて聞きたいんですが、決算書の203ページから、保育管理事業、もちろん人件費も要るんで、ここから211ページにわたってずっと保育園のいろいろな経費、支出が書いてありまして、成果報告書の118ページを見てみますと、ずらずらといろいろな事業費とフルコストの計算書が出ているんですが、単純に聞きたいんですが、江南市の保育園、指定管理も含めて、給食も含めて、総額幾らかかっているんで、それで、今、収入を見ますと、食事代含めて4億何千万円入ってきているんですけど

も、江南市が幾ら保育園に指定管理含めて使っていて、幾ら収入があって、1人当たり2万円とか3万円とか、所得に応じて保育園の入園費があるんだけど、平均1人幾らかかっているのか。3、4、5歳だけど、ゼロ歳児もいるもんだから、単純に何千人保育園児がいて、江南市は幾ら総合コストをかけていて、幾ら収入があって、ちょっとそこらが聞きたいです。

○子育て支援課長 総額で17億7,295万2,371円が平成26年度決算ベースで保育園経費の全体の状況。

○牧野委員 フルコスト。

○子育て支援課長 財政、こちらで言うフルコストとちょっと、償却とか、あの辺とか、入っていないところがありますので、その辺はちょっと決算書に載っておる数字の合計の額ということで御理解ください。

それで、園児の数が1,857人ということですので、1人当たり月額7万5,510円かかっているということでございます。

○牧野委員 1,857人、7万5,510円、ゼロ歳児保育も入っているんですか。

○子育て支援課長 全部入ってでございます。先ほど、申しわけございません。1,857人というのは、一月、三月を捉えた状態ですので、先ほどの7万5,510円というのは延べで割りますので、延べは2万2,217人でございます。1年間の12月の延べですね。

○牧野委員 ですけど、やっぱり確認、1,857人、3月時点であると、月当たり7万5,000円かかっていると。1人当たりの費用が、所得はあるけれども、安いことから、5万円ぐらいですかね、最高が。よくわかりました。ありがとうございました。

○掛布委員 今の関連ですけれども、保育園の保育に係る費用に対しては、一応交付税措置というか、基準財政需要額に算定されているはずなんですけれども、その算定されている額というものが、実際に今かかっているコストに対して、どれぐらい補うものになっているのかということはおわかりいただけますでしょうか。

○子育て支援課長 今、普通交付税の基準財政需要額の数字を持ち合わせておりませんし、それから、基準財政需要額そのものは計算できると思うんですけれども、それに対して、基準財政収入額で引いた額で、実際に交付税が

入ってきた額と、その基準財政需要額の額が単純には計算できないと思いますので、10万人規模の行政で保育園で基準財政需要額がこれだけというのは単純に出るかと思えますけれども、今ちょっとそういった数字は持ち合わせておりませんので、申しわけありません。

○牧野委員 決算書の203ページ、下から5行目、子ども・子育て支援推進事業、システム開発委託料1,859万円となっているんですけども、どういうシステム開発なんですか。

○子育て支援課長 子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から始まっておりますので、その準備といたしまして、保育料の算定ですとか、それから保育の決定など、一括そういったシステムで管理をしておりますので、新制度に合わせた変更、改修ということで、平成26年度に行ったものでございます。

○掛布委員 決算書77ページの下のほうです。児童福祉費の県の補助金にかかわって、中段よりちょっと下ですけども、子育て支援課と書いてあるところの2行目、第3子の保育料無料化事業費補助金406万1,000円というのがあるんですけども、県がこの補助金を、たしか2年ぐらい前だと思ったんですけども、縮小したのに合わせて、江南市も3人目の子のいる保育料の軽減策をやめてしまったと思うんですが、県が縮小したのに合わせて、やめないで、市独自で補って続けているというところは近隣でありますか。

そして、県が減らした分、江南市で持つとしたら、どれぐらい財源として要るのか。やはり出生率を上げると言っているのに、3人目の保育料の軽減をやめるといのは余りにもいけないんじゃないかと。復活していくことも考えていけないんじゃないかと思うんですけども、それにはどれぐらい財源が要るということなんでしょうか。

○子育て支援課長 この第3子無料化は愛知県の事業として実施をされておりますので、江南市はその愛知県の事業に乗った形で進めてまいりました。平成25年度から愛知県のほうが第3子を全てやめたということではなくて、これに所得制限を設けたということで、例えば国の基準でいうところのDの10という階層ですね。所得税の課税額が41万3,000円以上の家庭につきましてはこの事業の対象外というふうにしたものです。

また、もう1つ下の所得階層のランクでは、この事業によって保育料はこれまで完全に無料だったものが半額にしたというような事業であります。

それから、もう1つお尋ねの、近隣でこの事業を市独自の上乘せをしてやっておるところがあるかということをございますけれども、あるというふうには聞いておりますが、今ちょっと詳しい、どこがどういうふうに行っているかという資料を持ち合わせておりませんので、よろしくお願いをいたします。

それから、もう1点は、これを市単独で行った場合に幾らぐらいの負担額になるかということをございますけれども、ちょっと古くて申しわけありませんけれども、平成26年12月の入所児童をもとに算出した額で申し上げますと、年間で約930万円ぐらいが必要ではないかというふうにその時点では積算したものでございます。

- 委員長　　とりあえず午前中はこれにてということにいたしたいと思います。この続きは午後からということにいたしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午前11時52分　　休　憩

午後1時05分　　開　議

- 委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の牧野委員さんと、それから掛布委員さんの質疑に対しての当局からの補足の答弁をしたいということでしたので、さきにそこを行います。

- 子育て支援課長　　貴重なお時間をいただきまして、申しわけございません。

牧野委員さんから御質疑をいただきました保育園の総経費のことで、少し計算の補足をさせていただきたいと思います。

総経費を先ほど17億7,295万1,371円と申し上げました。この数字に間違いはございません。園児1人当たりの経費7万5,510円を出す折に、工事費、投資的経費については毎年増減がございますので、先ほどの17億という数字から投資的経費を引かせていただいて、それで園児の延べ園児数、先ほどは2万2,217人と申し上げましたが、一時保育等の園児数も含めた2万2,483人という分母で割っておりますので、その点少し御訂正、並びに補足をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それからもう1点、掛布委員さんのほうから御質問をいただきました第3子無料化事業についての市独自で実施をしている近隣でございますけれども、小牧市1市が独自基準によって実施をしているというふうに調査をさせていただきましたので、御報告申し上げます。以上でございます。

○委員長　それでは、質疑を続行いたします。質疑ありませんか。

○伊神委員　成果報告書の119、120ページの一番下の7番、児童虐待防止対策緊急強化事業ということで、事業費230万円ですが、達成度というのがCで、これを前のページの119ページで見ますと、児童虐待発生件数というのが平成18年は6件と。これを下回るのが目標ですが、実際は10倍の63件ということで、これで達成Cと思うんですが、児童虐待防止対策緊急強化事業というのはどのような内容、どういうことをやっておるわけですか。

○子育て支援課長　この事業は平成23年度から県の補助金を受けてやっておる事業でございますけれども、子育て支援課内に児童虐待防止対策員という嘱託職員を1人置きまして、児童虐待の通報があった折に、早期に状況を把握し、児童相談センターとの連携を持つために1人設置しておるものでございます。

また、この事業が始まった折には、調査用の軽自動車とか、それから虐待防止対策員専用の携帯電話とか、そういったものを県の補助金を利用して整備をさせていただき、今日に至っておるというものでございます。

○伊神委員　今の説明で1人ということでしたけど、それで、虐待の件数が63件と10倍になっておりますが、そういう形のみに対応で問題とか何かないですか。

○子育て支援課長　中心になるのは、児童家庭グループというグループが中心になって、グループリーダー以下4人で対応しており、そのプラス1人といたしまして、防止対策員をお1人置いておるものでございます。この事業につきましては、子育て支援課のみならず、健康づくり課、教育課とも連携をして実施しておりますので、現状では数字的にはふえておる状況でございますけれども、対応におくれ等があるとは思っておりませんので、今の体制でやっていきたいというように考えております。

○伊神委員　ほかの市町とか他県ではいろいろ虐待によるすごい事件がいつ

ぱい起きておりますので、まだ江南市ではそこまでは行っていないという状況でいいと思いますが、とても大事なことです、ぜひ頭に置いて、少しでも防げるように努力していただければと思います。

○子育て支援課長　ただいまの御意見のとおり対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○牧野委員　今、児童虐待発生件数、230万円の予算ですが、これは発生件数なんだけど、救出だとか、状況を調べたとか、保護預かりだとか、親の話も聞いてとか、そういう費用は県がするんですか。市は持ってないんですかね。

○子育て支援課長　具体的に保護が必要であったりとか、それから親のほうの教育といいますか、虐待に認定された子供の親の教育プログラムを実施したりというのは児童相談センターのほうを実施をいたします。そこへ至るまでの家族の状況ですとか、学校での状況ですとか、そういったものを把握し、児童相談センターに情報を伝え、対応していただくための予算というふうに御理解いただきたいと思います。

○牧野委員　63件あったんですけれども、物すごくふえているけど、この中で再発というのは何件ぐらいあるんですか。

○子育て支援課長　申しわけございません。再発という状況までは把握をしておりませんが、63件という数字は、児童相談センターが虐待というふうに認定をした数字でございます、それよりも市に相談の件数とか、それから見守りを続けておる件数というのはもっとあるわけですし、そのあたりを再発と申しますか、それ以上重篤に至らないように、実務者会議というふうに言っておりますけれども、関係各課とか、児童相談センターも含めた見守りの体制を整えてやっておるというのが現状でございます。

○掛布委員　成果報告書の165ページのところに第3子育て支援センターを載せてもらっているんですけれども、江南短大の中の子育て支援センター、私ものぞかせてもらったんですけれども、第1、第2に比べて広々としていて、また江南短大の駐車場に車が置けるもんですから、車で来ても余裕があって、非常に好評のような気がしました。

それに比べて、第1と第2は本当に狭いというのが目について、子育て支

援の核となる支援センターですので、専任の保育士さんもいていただいて、いつでも相談に乗れて、しかも室内で親子で遊べるという大事な場所なので、もう少し居心地がいいように拡張というんですか、広げる必要があるんじゃないかなと思ったんですけど、そういう要望というのはないんでしょうか。出ているんじゃないでしょうか。

○子育て支援課長 第1のセンターは交通児童遊園の2階でやっております。第2の支援センターは宮田保育園の2階でやっております。掛布委員御指摘のように十分な広さとは言えない中で、非常に人気もあって、たくさんの親子が訪れております。確かにそういった場所があれば拡張ということはしていきたいというふうに思いますけれども、現状では代替の施設もちょっと見当たらないといえますか、考えられるところがないものですから、今現状ですけれども、要望はあるということは聞いております。

○掛布委員 市内で屋内で子供たちを遊ばせる、いわゆる遊戯場というんですかね、西友の隣にあるとか、村久野のピアゴの2階にもできたんですけども、結構小さな子供さんを連れた親御さんがいて、目新しい室内で遊び回れる大型の遊具、ビニール製のぐるぐる回っていけるものとか、乗り物とか、屋内の無菌の砂場とかというのもありましたけれども、暑い夏とか、寒い冬とか、ああいった施設が今人気があるんだなあと思ったんですけども、ただ商業ベースでつくられているものですから、本当にうるさい、喧騒の中で、これで子供たちにとっていいのかなあと。

それに比べて、江南市のやっている子育て支援センターというのは本当にプロがいつもついていて、子供たちのことを考えて、いろんな意味で安心して提供できる環境だと思いますので、今、市内でできている遊戯場がにぎわっているということを考えると、江南市としてもそういうところに子供たちがとられないように、江南市の子育て支援センターをもっと充実させていくという取り組みをしていただきたいなと思うんですけど、そういう遊技場というのは見たりしてもらっているんでしょうか。

○子育て支援課長 今回、愛知江南短期大学の中に第3子育て支援センターを設置したわけでございますけれども、3つ目の支援センターをつくるという中で、例えばアピタだとか、今、御紹介のあったアメージングワールドだ

と思いますけれども、そういった商業施設の一部をお借りしてやるというようなことも考えられたんですけれども、やはり商業施設といいますと、撤退、倒産というようなりスクも考えられますので、今回は包括的連携協定の中でマッチングができた愛知江南短期大学に設置をし、また雨の日でもしっかり遊んでいただけるような設備も整えてきたつもりでおりますので、欲を言えば、先ほどの第1、第2ももっと広いところで設置ができればと思いますけれども、現状ではこういった状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

- 牧野委員 成果報告書の同じ165ページで、事業実績の真ん中、江南のイクメン集まれ、これは年6回ですか。何人参加者があって、延べ何人かと、ちょっと数字が知りたいんですが。
- 子育て支援課長 江南のイクメン集まれ、年6回開催をしておりますけれども、大人が100名、子供が102名の参加をいただいております。
- 掛布委員 成果報告書の166ページに放課後児童健全育成事業が載ってまして、平成26年度の学童保育の利用状況が載っています。定員に比べて、平均の出席者数を見ると、ことごとく全部出席者数が多くて、本当に足りないなあということを実感したわけなんですけれども、今つくってもらっていて、これから確実に増築されるということになっていっているんで、それはいいにしても、中身が、この対応策にも書いてありますけれども、設備の拡充及び人材確保について検討するというところで、非常に人材確保で苦慮していただいているのはわかりますけれども、指導員さんが、学童保育の指導員として、ゆとりと誇りを持って働けるように中身の改善というんですか、そういうものに取り組んでいく必要があるんじゃないかなとつくづく思っているわけなんです。保護者の組織というものがいないんですね、学童保育の保護者の組織というのが。親さんが本当にお客さんだけになっちゃっていると思うので、指導員さんから学童保育の内容についてや計画について、お便りが出せて、保護者の組織のようなものができて、保護者と一体になって学童をつくっていくというような全体の向上というんですか、学童保育の中身の向上と同時に、施設の拡充というのをしていかないと、保護者がただのお客さんで来るだけではよくないなあと思うので、そういった対応というのはできないのか

なあというのと、あと、学童保育に置いている子供用の本はきちんと予算措置されて、傷めば補充するとか、いつも同じ本じゃなくて、本を回しながら供給していくとか、そういう体制というのはなっているんですかね。

- 子育て支援課長　　まず、1点目の保護者の組織ということでございますけれども、県内でも、学校の保護者会とは別に、学童保育、放課後児童クラブについて保護者会を設置しておるところもあるとは聞いております。江南市につきましては、過去より市主導でやってきたという経緯もあるのかもしれませんが、そういった機運に過去にもならなかったということで、今、掛布委員おっしゃるように、お客さんだけになってしまっているよりは、保護者も一緒になっていい運営をしていくのが望ましいと思いますので、この点につきましては今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思ます。

それから、もう1点、学童保育所の本の件でございますけれども、この点につきましては、生涯学習課の児童館も含めた予算をいただいておりますので、その中で対応させていただいておるところで、学童保育所相互にやりとりをしておるところまでは至っておりませんが、今はそんなような状況でございます。

- 委員長　　そのほか質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　　質疑もないようですので、続いて、福祉課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　それでは、福祉課所管のまず歳入から御説明をさせていただきます。

決算書の64ページ、65ページの上段をお願いいたします。

12款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料のうち、福祉課所管の心身障害者小規模授産施設目的外使用料（電柱）初め6件でございます。

2枚はねていただきまして、68ページ、69ページの中段をお願いいたします。

12款2項2目民生手数料、1節社会福祉手数料のうち、福祉課所管の在宅

障害者地域活動支援センター事業手数料でございます。

1枚はねていただきまして、70ページ、71ページの中段やや上をお願いいたします。

13款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等給付費負担金初め4件でございます。

続きまして、少し下の3節生活保護費負担金の生活保護医療扶助費負担金初め6件でございます。

次に、同じページの下段をお願いいたします。

13款2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金のうち、福祉課所管の地域生活支援事業費補助金と障害者総合支援事業費補助金でございます。

はねていただきまして、72ページ、73ページの最上段をお願いいたします。

3節生活保護費補助金の生活保護費補助金初め3件でございます。

同じページの中段やや下をお願いいたします。

13款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金のうち、福祉課所管の特別児童扶養手当支給事務費委託金でございます。

続きまして、少し下の2節生活保護費委託金の支援相談員配置経費委託金でございます。

はねていただきまして、74ページ、75ページの下段をお願いいたします。

14款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の障害者自立支援給付費負担金初め3件でございます。

はねていただきまして、76ページ、77ページの最上段をお願いいたします。

3節生活保護費負担金の生活保護費負担金でございます。

続きまして、すぐ下の4節災害救助費負担金の災害弔慰金負担金でございます。

次に、中段をお願いいたします。

2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等支給費補助金初め6件でございます。

続きまして、同じページの下段をお願いいたします。

3節生活保護費補助金の住宅支援給付事業費補助金と生活保護受給者就労支援事業費補助金でございます。

はねていただきまして、78ページ、79ページの最下段をお願いいたします。
14款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金の厚生労働統計調査交付金でございます。

はねていただきまして、80ページ、81ページの上段をお願いいたします。

3節生活保護費委託金のホームレス実態調査交付金でございます。

2枚はねていただきまして、84ページ、85ページの上段をお願いいたします。

16款1項2目民生費寄附金、1節社会福祉費寄附金の寄附金でございます。

2枚はねていただきまして、88ページ、89ページの上段をお願いいたします。

19款5項2目雑入、10節電話料収入のうち、福祉課所管の電話使用料（学習等供用施設）でございます。

続きまして、中段やや下、11節雑入のうち、福祉課所管の障害児通所給付事業利用料初め6件でございます。

2枚はねていただきまして、92ページ、93ページの上段をお願いいたします。

19款5項3目過年度収入、1節過年度収入のうち、福祉課所管の平成25年度分障害者（児）補装具給付費国庫負担金精算金初め5件でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出の説明をいたします。

180ページ、181ページの中段をお願いいたします。180ページ、181ページの中段から、190ページ、191ページの下段までが3款1項2目障害者福祉費でございます。

続きまして、196ページ、197ページの下段をお願いいたします。196ページ、197ページの下段から、200ページ、201ページの中段までが3款1項4目福祉活動費でございます。

続きまして、224ページ、225ページの中段をお願いいたします。224ページ、225ページの中段から、228ページ、229ページの上段までが3款3項1目生活保護費でございます。

続きまして、同じページの中段の3款4項1目被災者支援費でございます。

歳出は以上でございます。なお、補足説明はございません。よろしく願いいたします。

- 委員長　　これより質疑を行います。質疑はございませんか。
- 掛布委員　　決算書の227ページの中ほどにあります。住宅支援給付事業の実績と内容をちょっと教えていただきたいと思います。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　住宅支援給付事業でございます。生活保護に陥る前の、生活に困窮された方に対して一時的に賃貸住宅の家賃分を補助していく事業でございます。実績といたしましては、実人数が6名の方に補助を差し上げました。3月末現在では3名の方に補助をお出ししております。補助をお出した延べの月数は、この6名の方に対しまして30カ月分ということで補助をお出ししておるものでございます。
- 牧野委員　　227ページの生活保護受給者就労支援事業で報酬が191万5,200円なんです。成果報告書の191ページ、議案質疑でも聞かれていたんですけど、ちょっと違ったことで聞きたいんですが、議案質疑では49名のうち4名が就労、自立できたという話ですが、191ページの一番下、対策方法で、専門の就労相談支援員という人が多分報酬が191万円、お幾つぐらいの方で、お1人、常駐とか、どういう体制なのか、ちょっとそこら辺聞きたいんですが。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　就労支援員の方でございます。嘱託職員でございまして、年齢は70歳、ハローワークのOBの方でございまして、就労の支援というところで最適な人材であると考えております。
- 牧野委員　　ということは、対象者が限られているから、その中で、49名か何か、何十名に事業所へ採用はどうだとか、一緒になって動いてくれているわけ。実際の活動方法ですが。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　就労支援相談員の方の職務でございますけれども、平成26年度、49名の方を対象にいたしまして、就労支援をさせていただきました。実際には定期的に面談を行いまして、就労の状況を確認させていただいたり、時にはハローワークへ同行いたしまして、職探しのお手伝いなどをさせていただいたり、それから、エントリーシートの書き方を指導させていただいたりといったようなことで、就労の支援をさせていた

だいておるものでございます。

現在、一般質問の中でも申しましたけれども、その就労支援によりまして、保護廃止に至った方が4名おられます。それから、まだ保護の廃止というところまでは行っておりませんが、就労中という方が14名、残り31名の方につきましては、現在もまだ支援を受けながらお仕事を探してみえるという状況でございます。

○掛布委員 成果報告書の127ページ、成果の状況の中の晴れマークのところですが、社会福祉法人への指導監査における不適正な運営指摘件数ということがあるんですけど、これは一体何をやっていただいて、実績3というのはどういう数なのかなというのをちょっと教えていただきたいと思いますが。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 社会福祉法人への指導監査における不適正な運営指摘件数というものを指標としております。目標値ゼロであるところが実績値が3ということで、雨マークになっております。

まず、社会福祉法人の指導監査の事業といいますのは、市内に社会福祉法人が6法人あるんですけども、毎年3法人ずつ、隔年で指導監査に出かけております。平成26年度につきましては、平成26年9月に社会福祉法人ときわ会、それから平成26年11月に社会福祉法人愛江会、それから平成27年の年明けになります。平成27年の2月に社会福祉法人すいと福祉会の監査に出かけまして、そこで監査を行ったということでございますけれども、各法人ともに、軽微なことではあります、監査において指摘をする事項が見つかったということで指導をさせていただいたところでございます。

○掛布委員 これはどなたが行かれているわけですか、指導監査というのは。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 障害者支援グループのリーダー、それから社会福祉法人の経理に関しまして一定の知識を持っておりますグループ員でございますけれども、2人で出かけております。

○掛布委員 実績値3って、実績値があつてはいけないと。あつたので雨マークだと思うんですけども、要するにまずい経理状態とか、不適切な運営実態があつたということで指導を行われて、その結果というのは、あとどういふ処理になるんですか。県に報告とか何か、どのようになっていきますか。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 指導の事項につきましては、後日は正をされた内容につきまして、こちらへ報告を受け、県のほうにも報告をしておるといふことでございます。
- 掛布委員 成果報告書の125ページのところに施設入所支援サービスということで、今後の方針として、社会福祉法人でグループホームの建設計画があるので、市として補助をしていくと書いてあるんですけど、これは、どのどういう計画でしょうか。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 現在、福祉課のほうへ御相談をいただいておりますのは、たけのこ福祉会でございます。こちらから平成29年度までにグループホームを整備したいという御相談をいただいております、現在、市のほうでも国、県、それから市のほうから補助をお出しするべく動いておるところでございます。
- 牧野委員 私も125ページで関連で聞きたいんですが、成果報告書の125ページです。成果の状況という枠があって、一番上の障害者の雇用率、これは江南市というよりも犬山ハローワークの数値というふうに見ればいいんですか、1.59という実績値は。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 委員のおっしゃるとおり、犬山ハローワーク管内の障害者雇用率でございます。
- 牧野委員 そこからちょっと下がってきまして、3つ目、就労継続支援及び就労移行支援サービスの利用人数の目標値が103で、実績値が133ということですが、そういう施設の許容の受け入れ人数がふえたということなんだけど、江南市民が支援サービスを受け入れるキャパとして、今は何人で、将来計画はどういうふうか、そこら辺の数字はわかりますか。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 委員お尋ねの就労移行支援、就労継続支援というのが福祉サービスでございます。キャパシティーがどうかというようなところでございますが、現在のところ、就労移行支援が3事業所ございます。それから、就労継続支援を行っておる事業所が8事業所でございます。その就労支援の事業所でございますけれども、いわゆる昔の授産施設、B型と言われるところが3事業所、それから、就労継続支援のA型と言われる、雇用保険をきちんと結んで、そこで働いてもらうという施設が5つの

事業所でございます。

将来的な展望といったところでございますけれども、現在、江南市の中では、最後に申しました就労継続支援A型事業所というところが現在までに少しずつふえてきて、その事業を利用される方がふえてきたという状況でございます。ただ、市内のキャパといいますか、そちらのほうなんですけれども、実際には今御紹介をしました就労継続支援A型の5つの事業所以外にも、市外のA型事業所を使っておられる方もたくさんお見えになります。実際にこの就労継続支援などの利用者数というのは、年々ほかのサービスに比べましても伸びは顕著になってきておるところでございますので、今後とも江南市内、それから近隣市町にもこうした事業所はふえてくるものだろうというふうに考えております。

- 牧野委員　　ちょっと数字で驚きました。もう1回確認ですが、B型が3つというのはわかるが、A型は市内に5つあるということですか。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　そのとおりでございます。A型がふえてきているということでございますけれども、事業所さんはやはり障害者さんのニーズに対して非常に敏感でございますので、就労継続支援の事業所、それから児童デイサービスの事業所というのが江南市内にも今ふえつつある状況でございます。
- 牧野委員　　同じく成果状況の一番下、訪問系サービスの利用人数がふえなかった理由というのは何でしょうか。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　訪問系サービスの利用人数、目標値を95としておりますところで、実績値が77、81.1%の達成率ということで、ぎりぎりの曇りマークということでございますけれども、この77名という数値は、障害者の方にサービス利用の希望をさせていただいて、そこでサービスを障害福祉サービス、訪問系のホームヘルパーとか、そういったサービスを提供しておるわけですが、平成26年度におきましては77名の方から希望が出され、その方に対してサービス提供をしたものでございます。実際に目標値の立て方というところ、それから社会情勢等々、ほかの施設利用、それからデイサービスなどの利用をされてみえるのかもしれませんが、次回につきましては、目標値についての立て方をもう少し改めたいと考えておると

ころでございます。

○掛布委員 成果報告書の172ページのとときわ会の小規模授産施設が定員いっぱいまで運営する中、施設の増設を望む声があるというわけなんですけれども、これはどういう方向で打開していくというふうに対応されていくんでしょうか。ここに書いてあるのは、民間の障害福祉サービス事業所に振り分けるといえるのか、そういう方向ということなんですかね。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 心身障害者小規模授産施設といえますのは、ときわ作業所に隣接をされておる施設でございます。障害福祉サービスの区分からいきますと、地域活動支援センターという区分に入ります。現在のところ、この小規模授産施設の定員は現在いっぱいの状況でございます。希望されても、ここには通うことができないという状況でございます。ただ、実際には、もう既にほかの近隣の市町でこうした事業形態の利用をされてお見えになる方もございます。さらなる施設の増設というものが課題ではございますけれども、現状におきましては、場所、施設、建物、そういったものの確保が現在の状況では困難な状況でございます。今後、この課題に向けては、財政当局などとも検討をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、続きまして、健康づくり課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 健康づくり課所管についての御説明をさせていただきます。

まず初めに、歳入についてでございます。

決算書の68ページ、69ページをお願いいたします。68ページ、69ページの中段でございます。

12款2項3目1節保健衛生手数料、備考欄、健康づくり課所管の江南市休日急病診療所診療収入を初め5項目でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。中段でございます。

13款1項2目1節保健衛生費負担金、備考欄、健康づくり課所管の未熟児

養育医療費等国庫負担金でございます。

次に、72ページ、73ページ中段をお願いいたします。

13款2項5目1節保健衛生費補助金、備考欄、健康づくり課所管の保育緊急確保事業費補助金でございます。

次に、少し飛んでいただきまして、76、77ページでございます。上段になります。

14款1項2目1節保健衛生費負担金、備考欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

同じページの下段に移ります。

14款2項3目1節保健衛生費補助金、健康づくり課所管の健康増進事業費補助金を初め、1枚めくっていただきまして、次の79ページ上段の保育緊急確保事業費補助金までの4項目でございます。

少しページをはねていただきまして、86、87ページをお願いいたします。中段でございます。

19款4項1目1節保健衛生費受託事業収入、備考欄、健康づくり課所管の特定保健指導受託収入でございます。

同じページ下段の19款5項2目6節健康診査等実費徴収費、備考欄、健康づくり課所管の健康診査実費徴収金を初め2項目でございます。

次に、88、89ページでございます。

下段になります。19款5項2目11節雑入、備考欄、健康づくり課所管の公衆衛生実習指導業務委託費を初め5項目でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明をさせていただきます。

決算書の228、229ページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費、1目健康づくり費、228ページ、229ページの下段から、240ページ、241ページの最上段、公課費までの全15事業でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○牧野委員　全然知らなくて、基本的なことをお聞きします。73ページの収入ですけれど、保育緊急確保事業って、どういうことをやっておられるのか、

ちょっと説明いただけますか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　これにつきましては、先ほど子育て支援課のほうでの補助金の説明もございました中の保健センター健康づくり課に関する補助金の部分は、乳児家庭全戸訪問事業に対する補助金という形になっておりますので、全戸赤ちゃん訪問をやっております助産師の委託費等の事業費に対する補助金となっております。

○掛布委員　決算書の237ページの下のほうに休日急病診療所の管理運営事業ということで4,682万622円というのがありますが、前から経年劣化というか、医療器具は最新のものがなくて、古くなってくると、実質余り有効じゃないということで、いろんな修繕費とかもかかってきて、どこかで全面的に改修をしないといけないときが来るんじゃないかなと思っているんですけども、その見通しというか、どういう方向で行くのかという方針の検討というのはどこかでやられているのでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　休日急病診療所に関しましては、昨年度、空調機の修繕等で修繕費を使用させていただきまして、今年度は既に床の全面張りかえをいたしております。そのほか、実際にただいまトイレの水の流れが思わしくないということで軽微な修繕も検討しているところでございます。今後もしろいろなところの経年劣化により修繕が必要な状態となってくるとは思われますが、全面的な改修というところまではなかなか難しいところでございますので、当面は、ちょうど保健センターと同時期に建設をされておりますので、保健センターの修繕と同時に、休日診療所のほうの修繕も必要などころに必要な修繕をとということで実施していきたいというふうに考えております。

○委員長　そのほかございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、続いて、保険年金課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長　それでは、保険年金課に係ります決算項目について御説明を申し上げます。

最初に、歳入でございます。

決算書の70、71ページをお願いいたします。

上段にございます13款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金の備考欄のうち、保険基盤安定負担金でございます。

少し下がっていただきまして、13款2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金の備考欄にございます年金生活者支援給付金補助金でございます。

1枚はねていただきまして、72、73ページの中段やや下にございます13款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金、備考欄の基礎年金等事務費委託金ほか1項目でございます。

はねていただきまして、74、75ページをお願いいたします。

下段にございます14款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金、備考欄にございます保険基盤安定負担金ほか1項目でございます。

はねていただきまして、76、77ページをお願いいたします。

中段にございます14款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の備考欄のうち、後期高齢者福祉医療費補助金ほか5項目でございます。

少し下にございます2節の児童福祉費補助金の備考欄のうち、母子家庭等医療費補助金ほか3項目でございます。

少し飛びまして、86、87ページをお願いしたいと思います。

中段にございます19款5項2目雑入、4節の医療費付加給付徴収金の備考欄のうち、障害者医療高額療養費等徴収金ほか6項目でございます。

1枚はねていただきまして、88、89ページをお願いいたします。

上段にございます19款5項2目の続きでございます。11節雑入の備考欄のうち、コピー等実費徴収金ほか2項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

190ページ、191ページをお願いしたいと存じます。

一番下にございます3款1項3目社会保障費の備考欄にございます人件費等から、ずうっとはねていただきまして、196、197ページの下のほうにございます年金推進事業までの14事業でございます。

それから、少しまたはねていただきまして、222、223ページをお願いいた

します。

中段やや下にごございます3款2項2目医療助成費の備考欄にごございます福祉医療費助成事業と子ども医療費助成事業の2つの事業でごございます。

以上でごございます。なお、補足説明はございません。よろしくお願いを申し上げます。

- 委員長　　これより質疑を行います。質疑はありますか。
- 牧野委員　　支出の193ページ、下から五、六行目、28番の繰出金、国民健康保険特別会計繰出金7億1,200万円、これが、いわゆる市が平成26年度に国民健康保険の分担金として出した金額と捉えればいいんですかね。
- 保険年金課長　　今、委員から御指摘の7億1,240万9,883円でごございますけれども、済みませんが1枚はねていただきまして、一番上の事業で特定健康診査・特定保健指導事業というのがございます。ここの28節、これも事業は違いますが、足していただきました合計額7億6,512万1,883円が平成26年度に特別会計へ繰り出した一般会計からの金額ということになります。
- 牧野委員　　それが、この決算書の395ページの数字に対応しておるわけだね。
- 保険年金課長　　そのとおりでごございます。こちらで受け入れているということですよ。
- 尾関（健）委員　　191ページの下段のほうで、わかくさ園の敷地の借り上げ料があるんですが、この地権者はどこでしょうか。
- 委員長　　これは福祉課で、もう終わっておまして、また後から個人的に聞いてください。
- 掛布委員　　成果報告書の186ページに国保の特定健康診査、特定保健指導の実施率が出ているわけなんですけれども、目標が52.5%に対して、実績値として46.5ということで、相当いいところまで行っているんじゃないかなあと思いましたが、健診を受けられた後のケアといいますか、保健指導というのはどのようにされているんでしょうか。
- 保険年金課長　　ただいま御指摘の成果報告の186ページを見ていただきますと、事業実績の欄に特定健康診査の実施状況が上にごございまして、今、委員から御指摘いただきましたとおり46.5ということで、目標には達しません

でしたけど、ある程度多くの方が受けていただいておりますという状況でございます。

その下になります。特定健康診査というのは、メタボリックシンドロームに着眼をいたしまして、そのメタボリックシンドロームに該当の方、それから予備群の方ということで、それぞれ積極的支援、動機づけ支援ということで保健指導の対象とさせていただきまして、保健指導を利用していただくという流れでやっておりますけれども、いかんせん、こちらにございますように、積極的支援、メタボリックシンドロームの該当の方227人をお呼び出ししたところ、19の方が利用されたということで、8.37%。動機づけ支援のほうは、メタボリックシンドロームの予備群ということでお呼び出しをさせていただいた方721人に対して139人の御利用にとどまったということでございますので、せっかく健康診査を受けていただいておりますので、こちらも利用していただいて、次の健康維持といたしますか、メタボリックシンドロームの解消に努めていただけるように、利用していただけるよう努力してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 掛布委員　　今、お呼び出しをしてと、ひっかかった人はお呼び出しということですけど、具体的にはどういう、お手紙であれですか。指導、面接、どういう形になるのでしょうか。
- 保険年金課長　　特定健康診査の結果で該当になる方について、お手紙でお呼び出しをいたしまして、最初はグループで面談をさせていただきまして、その後、計画ですね。メタボリックシンドロームを解消するためのいろんな、こういう運動をしてくださいとといったアドバイスといたしますか、そういったことをやりまして、また途中でその経過をお伺いしてというようにかかわっていくという流れでやらせていただいております。
- 掛布委員　　こういう結果が、いわゆる今のマイナンバーのほうにつながっていくというか、つなげられるということになるわけですね。
- 保険年金課長　　特定健康診査の結果、基準値を超えた方に対してお手紙を差し上げるということですので、私の理解も足りないといけませんが、マイナンバーと直接関係するというのはちょっと理解できないといたしますか、個人情報を使う機会があるかどうかというところとちょっと不明といたしますか、今後、

例えば個人に渡されるカードに保険証の機能を持たせたりとか、病気にかかったといったこれまでの経歴といたしますか、そういったものも将来的には載せてというお話は聞きますので、特定健診の結果などもカードにデータとして載せられる可能性はあるかと思いますが、まだそういったことは具体的になっておりませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○牧野委員 195ページで後期高齢者医療支援事業、総額9億5,200万円とあるんですが、これが江南市が後期高齢者へ持ち出した総額ということですか。そうじゃない。もう少し、7億5,000万円とかいうのもあるんだけど。

○保険年金課長 基本的には9億5,200万円が江南市の後期に支出した金額の基本的となるものということでよろしいかと思えます。

197ページをちょっとお願いさせていただきたいと思えます。上段あたりに後期高齢者健康診査事業というのもございます。こちらは後期の75歳以上の方の健康診断を受けていただくということで委託料をお支払いしております。これには広域連合からいただく収入もございますけれども、こちらもそういった経費として出しておりますので、この6,973万6,645円も含めて考えていただければというふうに思います。

○牧野委員 広域連合からもこういった委託金があるんだけど、どれが来るのか知らないけど、差し引きすると、実質やっぱり9億五、六千万円。

○保険年金課長 今の歳出のほうは9億5,200万円と約7,000万円ということで10億円ちょっとということがございます。

申しわけありません。収入ということで、75ページをお願いしたいと思います。下から3つ目に後期高齢者医療保険基盤安定負担金がございます。こちら、県からの4分の3の負担金がございますので、この分は一般会計で受け入れます。10億円に対して1億2,800万円受け入れます。

それから、先ほどの後期高齢者の方の健康診断を支出すると申し上げましたが、89ページをお願いいたします。保険年金課の所管します諸収入の中に後期高齢者健康診査委託費ということで、こちらをやることによって広域からいただく5,000万円がございますので、10億円に対して1億2,800万円と5,000万円の収入があるというようなイメージでよろしいかと思えます。

○委員長 ほかにありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　続きまして、教育委員会事務局教育課について審査をします。

　　当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼少年センター所長　　教育課のほうの所管につきまして、該当ページを御説明させていただきます。

　　まず、歳入でございますが、66ページをお願いいたします。

　　66ページ中段の12款1項7目教育使用料、1節小学校使用料、2節中学校使用料、4節保健体育使用料は、小・中学校及び給食センターの目的外使用料でございます。

　　72ページをお願いいたします。

　　72ページ上段の13款2項4目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金は幼稚園就園奨励費補助金、2節小学校費補助金は、防衛施設周辺防音事業補助金ほか4項目、3節中学校費補助金は、防音事業関連維持費補助金ほか3項目でございます。

　　74ページをお願いいたします。

　　74ページ中段の13款4項4目教育費交付金、1節小学校費交付金は学校施設環境改善交付金、2節中学校費交付金は学校施設環境改善交付金でございます。

　　78ページをお願いいたします。

　　78ページ中段の14款2項6目教育費県補助金、1節教育総務費補助金は放課後子ども教室推進事業費補助金でございます。

　　80ページをお願いいたします。

　　80ページ中段でございますが、14款3項7目教育費委託金、1節教育総務費委託金は、あいち・出会いと体験の道場推進事業委託金ほか2項目でございます。

　　82ページをお願いいたします。

　　82ページ中段の15款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金は江南市教育文化振興基金利子でございます。

　　84ページをお願いいたします。

　　84ページ上段の16款1項3目教育費寄附金、2節教育総務費寄附金は学校

への寄附金でございます。

同ページの中段でございますが、17款2項1目基金繰入金、1節基金繰入金は江南市教育文化振興基金繰入金でございます。

88ページをお願いいたします。

88ページ最上段でございますが、19款5項2目雑入、9節学校給食センター給食費徴収金は学校給食の徴収金でございます。

90ページをお願いいたします。

90ページの下段のほうでございますが、19款5項2目雑入の11節雑入は、中学生海外研修派遣事業費負担金ほか4項目でございます。

94ページをお願いいたします。

94ページ上段の20款1項7目教育債、1節小学校債は、門弟山小学校の校舎改造事業債ほか1項目、2節中学校債は、西部中学校の校舎改造事業債ほか1項目でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明させていただきます。

322ページをお願いいたします。

322ページが一番下でございますが、ここからが教育費ということでございます。

それでは、324ページをお願いいたします。

この324ページの最上段から328ページの下段まで、10款1項1目教育支援費でございます。

328ページをお願いいたします。

328ページの下段のほうから336ページの上段まででございますが、10款1項2目教育環境費でございます。

336ページの中段からでございますが、344ページまで、10款2項1目小学校費、344ページの下段から356ページの上段のところまでが10款3項1目中学校費でございます。

少し飛んでいただきまして、380ページをお願いいたします。

380ページの下段から386ページの上段まででございますが、10款5項2目学校給食費でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いをい

たします。

- 委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。
- 掛布委員　歳入の67ページのところに学校施設の目的外使用料ということで駐車場、藤岡委員も一般質問されたんですけれども、この駐車料金を徴収している人員の中に、いわゆる学校関係の臨時職員といいますか、パートの方とか、いろんな方がいらっしゃるわけなんですけれども、例えば心の相談員さんであるとか、配膳員さんであるとか、そういう方たちの駐車料金の徴収というのはどういうふうに、どの方まで徴収されているのでしょうか。
- 教育課長兼少年センター所長　正規の職員と、それからパートの職員さん等ということでございますが、その月の勤務日数が10日未満である方にとっては減免ということになっております。それで、おおむねパートさんであっても、通常の勤務が2分の1以下の方については50%の減免ということになっております。
- 掛布委員　勤務日数で判断されている。何日来るかということですか。
- 教育課長兼少年センター所長　使用料の減免という規定がございまして、教育委員会が特別な理由があると認める教職員等といった中で、先ほど申し上げたような規定、勤務日数ですね。臨時職員、パート職員であっても、私用車を公用利用として使用される方については当然100%減免ということでございます。先ほど申し上げたように、いわゆる勤務日数がその月の10日未満、一般的に10日未満である方については減免と。ただ、臨時さん、パートさんにとっては、5日未満であれば100%減免ということでございます。
- 掛布委員　正規の先生から徴収するのも問題ですけれども、パートの方からも徴収するというのは余りにも無体な話だと思います。本当に安い給料で働いてもらっている上に、仕事に行ったら駐車料金まで払わされるということでは、本当に働く意欲もなくなってくると思いますし、これは本当に考えていけないといけないと思うんですけれども、これは個人の感想です。
- 牧野委員　決算書の327ページと成果報告書の278ページですけれども、私学授業料等支援事業で1億4,300万円とか、幼稚園が1,166人でこの1億4,300万円だから、1人当たり計算すると12万3,436円。この金額というのは、国の補助ってどこにあるか、ちょっと後から教えてほしいんですけど、独自

に金額が決まって払っているもの、幼稚園に対する支援金というのは。市独自に決めるのか、大体国からこれぐらいとか、県で決まっているのか。補助率と。

○教育課長兼少年センター所長　幼稚園就園奨励費のことですね。基本的には毎年、国のほうで方針が定まりますので、それに江南市としては同じ方針を持つ形で進めておるものでございます。実際の入のほうでございしますが、国の予算の範囲内ということもございすけれども、3分の1を乗じたものに、また調整率といったものが加わってまいりますので、国が決めてまいりますので、その範囲内での入がいただけると。ですから、二十数%、実質的な入としてはそういうことになります。ただ、出に関しては、毎年枠が広がったり、単価的なもの、額が上がったりという、右肩上がりといえますか、そんな状況にある中で、江南市としてもそちらのほうに持っていかないと、歳入のほうも受けていけないということで、現実的には持ち出しが非常に多くなるものですから、毎年ちょっと悩まされている部分がございます。

○牧野委員　3分の1は国が決めたんですから、調整率というのは国が決められるということですね。

○教育課長兼少年センター所長　そういうことでございます。

○牧野委員　何となく調整率がひっかかる。その下ももう1つ聞きたいんですが、私立高等学校等就学助成事業、これは意外と1人当たりが少ないんですが、出す出さないがあったと思いますけど、これも国で決めているものなんですか。これは市独自のものなんですか。

○教育課長兼少年センター所長　これは市独自でございます。

○牧野委員　ということは、国の助成もないということですか、3分の1の。

○教育課長兼少年センター所長　おっしゃるとおりです。

○掛布委員　成果報告書の277ページに、質疑でもあったんですが、就学援助の実績が載っておりますが、平成26年度の就学援助を受けた子供たちの人数というのは、前年度、前々年度に比べてどのような変化になっているのでしょうか。

○教育課長兼少年センター所長　就学援助を実際に受けられた方でございますが、まず平成26年度でございます。生活保護、要保護の方が6名、それか

ら準要保護が778名、合計784名ということで、全児童・生徒数に対する割合としては8.8%でございます。平成25年度につきましては、生活保護の方が7名、それから準要保護が770名、合計777名で、全児童・生徒数に対する割合は8.6%でございます。平成24年度でございますが、生活保護に関する方が8名、準要保護が753名、合計761名で8.4%ということで、0.2%ずつ上昇の傾向にあるということでございます。

- 掛布委員 給食費の滞納にもかかわって、必要だなというところには学校側からも一生懸命働きかけて、受けるようにということはしてもらっているかと思うんですけども、制度の組み立てとして、修学旅行費とか、校外活動費とか、医療費とか、全部入ってくるわけですけども、例えば学校給食費だけに限って、独自に江南市が学校給食費就学援助制度みたいなのをつくるよと、そんなことをもししたとしたら、それは交付税の算定としてオーケーなんですか。就学援助をやっているということで、交付税の算定対象になるんでしょうか、そういうのは。
- 教育課長兼少年センター所長 ちょっとそこまではわかりかねます、現時点では。
- 掛布委員 準要保護の子供たちの就学援助費に対して、基準財政需要額が入ってくるわけですけど、その算定の基礎の数字というのはどこで決まるんでしょうか。何の数、対象の生徒数で決まるんですか。
- 教育課長兼少年センター所長 基準財政需要額の算定のところの話ですか。
- 掛布委員 はい。
- 教育課長兼少年センター所長 済みません。そこまで持ち合わせておりません。申しわけありません。
- 牧野委員 学校給食費で、収入で給食費の総額が出ていましたけど、江南市は半分ずつ負担だけど、実際に江南市は材料費と人件費と償却費でフルコストで、つくっている1食の単価というのか、コストと、もらっている金額との比率といいたいまいしょうか、そういうので出せませんか。給食費フルコスト。なければ構いません。材料費はわかったんですけど、実際の人件費と償却といろいろ含めて、1食幾らなのかなあと。市によって意外と給食費ってばらついたりするような気がするんですが、高い安い。もちろんうまいま

ずいもあるかもしれないけど、江南市が幾ら。まあ、いいです。

○委員長　　また、個人的に聞いてください。

○伊神委員　　毎年言っていますが、成果報告書の254ページで12番の中学生海外研修派遣事業、毎年、私、これ5年ほど変更してくださいと言っていますが、今回、達成度でBがついておりますが、Bをつけた理由をお聞かせください。

○教育課長兼少年センター所長　　今、ミクロネシアということでもう何年か続けておるところでございます。毎年毎年、子供たちが出かけて、今住んでいる自分たちの環境と違うところでそういった体験をしてくると。現実にも今住んでいる状況と自分たちがどう違うのかと。あわせて、国際感覚も身につけるといって、報告等の中で非常によい報告もいただいているところがございます。そういったことで、B評価ということにさせていただいておるところでございます。

○伊神委員　　何かいいことばかり言って、B評価というのはどうもわかりませんが、もういいんじゃないですか、ミクロネシアは。市長もかわったし、教育長の任期の間にぜひ私は変えていただきたい。それを思って、苦しい今の答弁ですよ。国際感覚を身につけるとかね。そうじゃなくて、本当に毎年私、言っていますが、アジアでもこんな遠いところへわざわざ行って、行くだけでも大変ですよ。12時間かかりますか、往復24時間。直行便がないときもあると。大人が行っても大変なところへ行って、そんなことより、アジアはもうどこでもすぐ行けるし、勉強になるし、こういうのが一つで、ほかの考え方では、海外じゃなくても、私は中学生同士が交流できる、行くのは各学校で男1人、女1人の2人しか行けないもんですから、そうじゃなくて、募集して、30人なり40人が交流へ行けると。例えば沖縄県でもいいですよ。今、いろいろ問題があるし、沖縄県のある中学校とお互いに交流し合うといいし、もう1つ、徳島県の阿波踊りというのがあるけど、この阿波踊りを、前、徳島県と交流しようとして断られたというのをちょっと聞いたけど、これ本当ですか。姉妹都市でやって。

○委員長　　今の伊神委員の発言は、決算に絡めて、ちょっと方向性があっちへ行ってしまっていますので、私のあれとして、ここのB評価は何かという

ところと、この事業についてBを出しているのであれば、ほかのところはどうだというような意見、要望という形で当局のほうに話をさせてもらうということでもいいですか、徳島県云々というのは置いておいて。その点について、いかがでしょうか。

- 教育長　　今のBということの直接ではありませんけれど、江南市は以前ミクロネシア以外の交流先というのは、シンガポールであったり、それからオーストラリアであったりしました。それと明らかに違うなということは、ミクロネシアへ行ったときには、知事、いわゆる政治の関係者、それから、日本で言えば文部科学省、教育省といったところの訪問ができておることは、今までのシンガポールだとかオーストラリアの場合は全くそういうことはできませんでした。今、江南市とミクロネシアとの交流があるものですから、そこへ中学生を派遣した場合にそういったことが交流できています。

それから、生徒同士というか、子供同士の交流も学校訪問ということで、これもできております。ですから、もちろん先進国だとか、後進国だとかいった表現を使えば、先進国ではありません。しかし、何も先進国へ行くばかりが交流ではありませんから、先進国へ行ったことでない交流というのは効果があるなというふうに思っております。

村といいますか、親、地域の交流、子供同士の交流といったこともできておりますから、今までのシンガポールとかオーストラリアとは違った交流ができて、彼らの報告書の中にも随分大きなものがあるなというふうに思っております。

それから、国内については、例の横田教育の弁論大会ですね。以前は市内の中学生、あるいは高校生だけの弁論大会でありましたが、福島県の相馬市の中学生を呼んで、やるといったあの交流も結構いい交流になっているというふうに私は思っております。

でも、今の伊神委員さんのお話も頭には入れて、またこれからのことについて考えていく大事なポイントではあると思っております。

- 掛布委員　　成果報告書の279ページのところに、Q-Uアンケート、学校満足度調査の実施のことが載っているんです。たしか昨年度は全小・中学校を対象にして、Q-Uアンケートを別途市の予算としてつけて実施をしたの

で、このように載っていると思うんですけども、成果報告書の282ページの学校教育推進事業の中を見ると、ここにもその予算でQ-Uアンケートを実施したという学校があって、どういうことなのかなとちょっと不思議に思ったんですけども、市の予算でやって、かつ対象学年じゃないところを独自にまたやられたということなんでしょうか。

- 教育課長兼少年センター所長　　教育委員会のほうといたしましては、各小学校、3年生から6年生までです。中学校は全学年ということで、1回分のQ-Uアンケート調査の予算を計上いたしましたところでございます。Q-Uアンケートそのものが、学校のそれぞれのクラスの状況を担任が知って、よりよい方向性に導くということがございます。年度当初、大体5月、6月ぐらいに一度やって、そこでその結果を検証した後に、当然方策を立てて学級づくりをしていくということでございます。その結果、またどうなったかという2回目を年末ぐらいに、もう一遍そこで検証するというのがこのアンケート自体の本当に有効な手だてというふうに言われておるところでございます。

私どもとしては、当初の1回分ということでございますが、学校側としては、それを踏まえた中で、2回目というのを学校教育推進事業が多くやっておみえになりましたが、それを生かす形で、2回目ということで多く執行されているというものでございます。

- 掛布委員　　これも本会議場で質疑があったんですけども、学校教育推進事業ということで1校100万円。非常に現場の先生方からは評価が高く、ぜひ継続してほしいというようなことも聞こえてくるわけですけども、廃止というふうになっていたんですけど、目的は果たしたと。校長会との意見調整とかいうことも済ませた上でのこういう提案になっているんでしょうか。

- 教育課長兼少年センター所長　　まだ、市役所の中の検討段階としてそういった評価をしておるということでございますので、まだ明確にお示しはしていないという状況でございます。

- 掛布委員　　そもそもの目的である100万円を使って、創意工夫を凝らしてというようなことが載っていて、さらにそれをしっかり実施後に検証して、その成果を共有するという、そこまでやれているのかなというのは疑問に思

っていたんですけれども、実際にはいろんな備品の購入がかなり多くなってきているのと、スクールサポーターって、とにかく人手が欲しいということで、スクールサポーターさんの報酬というか、謝礼というか、それに消えていっているのかなあと。それが現場の一番大事なものだったら、それはそれでいいんですけれども、本来のそもそもの目的からはちょっと外れた使い方になってきているのかなというふうに思います。

これ削減した後、学校のほうが窮屈になって、いろいろ不満が出てくるようではいけないので、そのケアというか、人的なもの、特にどこもどこもやっているのが、今、Q-Uアンケートはどこでもやっているので予算をつけてもらったんですけれども、スクールサポーターの人件費分を市の予算で賄っていくというのをきっちりやった上で、思い切って廃止をしていくと。別のところに投資していくというのも必要かなと思いますけれども、非常に好評でしたので、あくまでも現場を無視して進んでいくのもどうかなと思いますが、そんなことなんですけれども。

○教育部長 学校教育推進事業、さまざまな工夫を凝らしていただきまして、今まで実行してきましたが、答弁でも答えさせてもらったように、方向性としては廃止、中止ということで考えております。ですが、その中で、先ほど御指摘のございましたQ-U調査につきましては、やはり多くの学校が2回目をやっているという状況もございますので、それにつきましては、来年度からこの中で各校が共通した事業というのとは何か同じような形でやっていきたいと、今、検討しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長 ぜひまた、それはよろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育課長兼少年センター所長 先ほどの伊神委員さんのほうから御質問がございましたB評価はどういうことかなということで話がございました。私どもとしては、これの実際の表の基準にございます目標が当然あって、おおむね目標どおり行っているよといったものということで、それはBという形で基本なっているもんですから、A評価になりますと、大幅に上回る成果があったんだよということでございますので、私どもの期待どおりの成果が上がっているということでB評価としたものでございますので、補足させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○掛布委員 成果報告書の263ページに不登校の児童・生徒の割合が載っています。江南市の不登校の出現率というのは今回もまた全国平均よりも高いんだということでもちょっと驚きました。それだけに、適応指導教室Y o u ・輝が本当に必要な子にとってなくてはならない場所になっているかと思えますけれども、ここの移設先がいまだにはっきりしないというのが非常に不安というか、残念で、実際に頑張ってみえる適応指導教室の先生方にとっても不安だろうなと思えますが、どんなめどなんですか。空き教室というのがすぐ出てくるんですけど、やっぱり空き教室はだめだと。学校に行けない子のための施設だから、学校に近いところでは絶対だめだという話でありますので、空き教室じゃない、体育館の隣というのは最高の場所だったと思うんですけども、Y o u ・輝の移設場所のめどはどうなっているのかなあと。

○教育課長兼少年センター所長 体育館の新設に伴いまして、Y o u ・輝がというお話でございますが、今おっしゃいますように、体育施設もあり、グラウンドもあり、勉強する部屋もありということで、中央にあって、非常に使い勝手のいい施設だとは考えているところでございます。ただ、体育館の建設に伴いまして、現段階では移設先は検討中でございますが、例えばでございます。市の施設や何かでいいますと、今の地域情報センター、旧消防庁舎跡の情報センターの2階、これ例えばの例でございます。そういったことも考えられるのかなということで、現時点においては一応検討しておる段階ということでよろしく願いいたします。

○委員長 それでは、質疑もないようでございますので、ここで暫時休憩をいたします。3時15分でお願いいたします。

午後2時55分 休 憩

午後3時15分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、生涯学習課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長 生涯学習課所管の歳入から御説明させていただきます。

決算書の64ページ、65ページの下段をお願いいたします。

12款 1項 5目 土木使用料、3節 都市計画使用料でございます。はねていただきまして、67ページの備考欄の上段、生涯学習課分は江南緑地公園テニスコート使用料を初め2項目でございます。

次に、同じページの中段をお願いいたします。

12款 1項 7目 教育使用料、3節 社会教育使用料は、公民館目的外使用料を初め11項目でございます。

また、同じページの下段をお願いいたします。

4節 保健体育使用料の生涯学習課所管分は、市民体育会館使用料を初め、はねていただきまして、69ページの上段、市民体育会館目的外使用料までの12項目でございます。

少しページ飛びますが、78ページ、79ページの中段をお願いいたします。

14款 2項 6目 教育費県補助金、2節 社会教育費補助金の放課後子ども教室推進事業費補助金でございます。

次に、少し飛びます。82ページ、83ページ中段をお願いいたします。

15款 1項 2目 利子及び配当金、1節 利子及び配当金、生涯学習課所管分は江南市新図書館建設事業等基金利子でございます。

すぐ下の項目、15款 1項 3目 基金運用収入、1節 基金運用収入の江南市新図書館建設事業等基金運用収入でございます。

はねていただきまして、84ページ、85ページ中段をお願いいたします。

17款 1項 1目 特別会計繰入金、1節 特別会計繰入金の横田教育文化事業特別会計繰入金でございます。

同じページのすぐ下、17款 2項 1目 基金繰入金、1節 基金繰入金の生涯学習課所管分は、江南市教育文化振興基金繰入金を初め3項目でございます。

はねていただきまして、88ページ、89ページ上段をお願いいたします。

19款 5項 2目 雑入、10節 電話料収入、生涯学習課分は電話使用料、公民館分でございます。

同じページのすぐ下の項目、19款 5項 2目 雑入、11節 雑入でございます。はねていただきまして、91ページの下段、生涯学習課分は、四市交歓体育大会参加負担金初め10項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、生涯学習課所管の歳出でございます。

298ページ、299ページをお願いいたします。

上段やや下、8款4項4目都市公園テニスコート費でございます。

また、少しページ飛びます。356ページ、357ページをお願いいたします。

356ページ、357ページ上段から366ページ、367ページの上段までが10款4項1目生涯学習費でございます。

そのすぐ下、中段から372ページ、373ページの中段までが10款4項2目文化交流費でございます。

また、同じページの下段から380ページ、381ページ中段までが10款5項1目体育費でございます。

歳出は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○掛布委員　決算書の299ページの中段のところにテニスコートの管理委託料、江南緑地公園のテニスコートと蘇南公園のテニスコートとありますが、使用料収入のところでもあったんですけど、蘇南公園のテニスコートの使用料のほうが多額が歳入のところに載っておりました。蘇南公園のほうは、オムニコートという非常に快適な砂入りの人工芝のコートに改良していただいたので、高齢者には非常に膝に優しくて好評だというふうに聞いております。それに比べまして、緑地公園のテニスコートのほうはハードで、表面にコケが生えたような状態で、やっている人の話を聞きますと、ボールが緑色になってしまうと。汚くなってしまうと。多分場所的に風通しが余りよろしくないのか、コートの表面にカビが生えてしまっているような状況で、夏は暑いし、膝にもこたえるということで、できたら蘇南公園のコートのように快適な砂入り人工芝のコートに早く改善してほしいというような声をよく聞くんですけども、緑地公園のコートの改修の見通しというのはないのでしょうか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　緑地公園のテニスコートの改修というお話でございますが、確かに蘇南公園は少し前に改修をしております、快適なテニスコートということで、緑地公園は以前の形態のままというような状

態でありますけれど、実際利用日も蘇南公園は月火が休みで、緑地公園は水木金と3日間休みを設けております。その分、利用者数も蘇南公園のほうが多いわけですが、緑地公園のテニスコートの改修というお話でございますけれど、今のところ、当面まだ今の状況で続けてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○牧野委員 決算書の371ページ、真ん中あたり、15節工事請負費、史跡説明板設置工事費というのがある。これはどこのどういったものか、ちょっと説明をいただきたい。

○生涯学習課長 昨年度、新たに生駒家の石像群等が指定文化財に指定されたものを含めまして、古くなった南部布袋地区宝頂山の墓地等々の看板をつくり直したということでございます。

○牧野委員 これは2枚、2カ所。

○生涯学習課主幹 宝頂山と清水山墓地、それから久昌寺墓地、生駒の吉乃の方茶毘地、4カ所でございます。

○牧野委員 わかりました。

あと、同じページの1個上で富士塚除草委託料ということで、これも1カ月前、もうちょっと近いねえ、きれいに刈った、1日かかりで。5万4,936円、これ年に1回の費用ですか。

○生涯学習課主幹 年に3回から4回ほど行います。

○牧野委員 3回で5万4,936円といたら安いね、結構。

○生涯学習課主幹 シルバー人材センターへ委託しておりますので。

○牧野委員 富士塚の横にきれいな銘板が立っておりますね、尾張名所絵図が。富士塚の街道で、みんなここを歩いていたと。松の木が富士塚に生えていたと。今の富士塚が非常に雑木といいましょうか、伸び放題で、刈ってもらいたい。それも一度検討いただきたい。これはまた別の機会に、ちょっとずれました。3回やってもらうということ、よくわかりました。ありがとうございました。

○掛布委員 成果報告書の275ページ、成果の状況の3段目のところに、世界平和を願うパネル展の来場者数というのが、目標値に比べてちょっと少ないということで曇りマークになっております。昨年度のこの世界平和を願う

パネル展は非常にびっくりしまして、私も意見を書いて出してきたんですけども、自衛隊の東日本大震災の救援活動のパネルに壁一面がなっていたということで、非常に違和感を感じられる展示でありまして、ことし行きましたら、全く変わっておりまして安心したわけですけど、空襲の記録であるとか、いわゆる戦争の記録、原爆のパネル展、平和を願うパネル展の趣旨に沿った中身になっておったんですけども、パネル展の企画というのはどこでやられているのか。他市町とか、ちょっと頑張っているところなんかを見ますと、こういうパネル展をやるよという市民ぐるみの組織みたいなものを立ち上げて、そこで企画を練って、どういうふうにしようということで、本当に市民参加でつくり上げるパネル展というか、戦争展というか、戦争記録展というか、平和を願う展示会、催しというのをやられているんですけども、どこで企画されて、こういうふうにごろっと変わって、またごろっと変わるのか、非常に疑問に思いましたので、お尋ねしたいんですけども。

- 生涯学習課長　　平和パネル展の企画につきましては、担当職員とグループの中で相談させていただきまして、どういった内容でパネルを展示していくのかということは決定させていただいております。昨年度からがらっと変わったということですが、今年度につきましては、ちょっと決算の質疑と離れていくかもしれませんが、戦後70年を期してということで、改めて戦争の悲惨さを皆さんにわかっていただくという内容に、今年度につきましては企画をさせていただいたというものでございます。
- 掛布委員　　これもちょっと決算の審査とは違うんですけど、今年度は、アメリカからの運動で、アメリカに持ち去られていた日の丸が返還されたということで展示されていて、非常によかったかなあと。タイムリーでしたし、よかったかなと思いましたが、こういうふういろいろな揺れ動くのではなくて、今後、市民参加ということで、ぜひ検討していただきたいなあと。企画の段階からですね。そんなふうにあります。回答はいいです。
- 牧野委員　　成果報告書の289ページをお願いします。集会所建設費補助事業ということで、これは耐震ですかね。一番下に課題、現在、集会所の耐震工事に対する補助金交付制度の創設が必要とされているということですけども、これは予算化に取り組んでみえるのか、書いただけなのか、ちょっと

その確認だけ。

○生涯学習課長 現在、具体的な要綱の改正に踏み込んでという検討までは、申しわけございませんが行っておりません。県の補助制度が確立されればということで、県内の市長会への要望等で、県の補助事業への実施に向けて、県下で働きかけたいという事は行ってありますが、江南市の補助の要綱について、具体的な改正までは、踏み込んで検討までは実施していません。

○牧野委員 建築課のほうでは耐震補強工事の補助制度というのがあるんだけど、集会所にないというのはおかしいと私数年前に一般質問したときに、検討するような返事だったと思うんですが、私は、建てかえて補助を出すのももちろんいいんですけども、結構何十という施設があつて、数を聞いたら、たくさんあつたんですが、やっぱり古いのも多くなつてきているので、ぜひ頑張ってください、そういう制度をつくっていただくといいなあと思いますので、よろしくをお願いします。

○掛布委員 成果報告書の291ページに図書館の南東の用地を購入して、ついでにとというか、駐車場の用地に改修してという予算が載っている。バリアフリー化もやってということなんですけれども、同時に、図書館の閲覧室の中もちょっと配置がえをしていただいたような、ちょっと通路を広げていただいて、書棚もちょっと下げていただいて、開放感が前よりは増したような感じがして、感じがよくなったのかなあと。頑張ってもらっているなあという感じがしたんですけども、改修後、来館者の反応とか、そういうものは何かつかんでおられるものがあるのでしょうか。

○生涯学習課長 利用者のアンケート等を見せていただきますと、駐車場が広がって利用しやすくなったということと、トイレもきれいになったのでというアンケートでのお答えはいただいております。

○委員長 そのほかありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 3 時 32 分 休 憩

午後 3 時 32 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第57号を挙手により採決します。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第58号 平成26年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続いて、議案第58号 平成26年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、議案第58号 平成26年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書の390、391ページをお願いしたいと存じます。

390、391ページ上段でございます1款の国民健康保険税から、はねていただきまして、396、397ページの諸収入まででございます。こちらが歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

398、399ページをお願いいたします。

上段でございます1款の総務費から、はねていただきまして、404ページ、405ページ、12款の予備費までとなっております。

以上でございます。なお、補足説明はございません。よろしく願いを申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

○掛布委員 監査委員さんの審査意見書の中にあります保険税収入の前年度との比較表が審査意見書の47ページのところに載せてもらっているんですけども、非常に厳しい中でも、徴収率が滞納繰越分も現年度分も両方とも上がってきているとはいえ、とにかく保険税が高いというのは間違いない。確

かに県内で比べると、江南市はずっと何年にもわたって、十何年以上ですか、税率を上げていないので、県内でも本当に低い保険税収入でぎりぎりの超低空飛行で運営していただいて、上げないで頑張っているというのには評価しているわけで、一般会計からの繰り入れも、1人当たりになれば県内でも多いほうということで非常にいいわけですがけれども、それは比較の問題でして、本当に市民にとってはまだまだ高いんですね。収入未済額の多さにもあらわれているように、物すごい額の滞納繰越分があります。現年度分は22億7,300万円に対して、滞納繰越分の調定額が16億円で、この滞納繰越分に対して、さらに10カ月、1年10期ですので、毎月のように納期が来るので、納期が来るごとに滞納分の追徴金がさらに、ここにあらわれていない部分の追加徴収というか、滞納分の取り立てというのが市民にとっては物すごい負担になっていまして、今回、消費税の増税もあって、中小の零細の方はみんな国保に入っているわけですがけれども、ただでさえ営業が苦しくて、それに国保がさらに重荷になっていて、大体アンケートを見せてもらったんですけども、アンケートをとったうちの半数の世帯が滞納していて、その滞納している税目の一番多いのが国保税、そういう状態でした。とにかく一番払いづらいというか、重いというか、多分負担能力に比べて税額が重くて、払おうにも払えば食べていけないということかと思えます。だから、大変やりくりとしては精いっぱい頑張ってもらっていることは十分理解しているわけですがけれども、何とか努力をして、減免を広げるなり、一番苦しい手当のところを引き下げようとする努力をしていただきたいなということなんです。済みません。一般質問みたいになって申しわけないですが、そういうことなんです。

それで、森議員も本会議場の質疑でお尋ねしましたけど、国保の都道府県化に当たって、余分に来る額が9,000万円ぐらい余分に入ってきていると。それはやりくりに使っているのだから、それを引き下げにはできないということなんですけど、もう1つは、国のほうで子育て支援の一環として、子育て世帯の国保を下げる方向で出てくる可能性があるのと、あと、国保の子ども医療費の窓口無料の拡大で、調整交付金の減額措置というのをやめるという方向も出てくる可能性がありますので、それを見越して、少しでも早く先手を

打って、子育て世代の国保税の引き下げというものに踏み切っていけないのかなという思いがあるんですが、どんなもんなんですか。

○委員長 申しわけないけど、滞納関係で減免を広げるとか、そういうことについては御要望ということなんだろうけれども、それでいいですかね、掛布さん。

今の子育ての関係というのは、ちょっと意見だけ、どう考えておるかという話なんだろうけれども。

○保険年金課長 今、委員から御紹介がありました子育て世帯の均等割を減額するようなことですか、国民健康保険の補助金で市町村が単独事業で行っている子ども医療などの福祉医療で波及増となる分を補助金にいただけないという、ペナルティーと呼んでおりますけれども、そういったものを廃止していくという方向で今議論していただいておりますということは承知しておりますけれども、先ほどの国のほうの平成27年度から1,700億円、国保に対して投入するというので、江南市の国保に9,000万円ぐらいの影響があって、財源としては助かるというふうに、それも事実でございますけれども、ただ、その9,000万円を入れて、留保財源を年度末までに7,000万円ぐらいしかちょっと余裕がないということで、非常に苦しいやりくりをしておる中で、先駆けて、さらに市独自で子育て世代の減免をというお話でございますので、またやりますと、国保独自の財源がございませんので、一般会計からというお話、そういった議論にもなってくるのかなと思いますけれども、一般会計は一般会計のほうで今大変苦しい状況であるということもございまして、なかなか難しいかなと。また、子育ての世帯、国ではそういう動きがあるというものの、所得のある家庭の方もそうでない方も一律で減免するというのは国保としてどうなんだろうといった考えもあるかと思っておりますので、その辺はちょっと慎重に検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○健康福祉部長 住民税なんかですと、確かに扶養控除、そういったものもあるのかもしれませんが、国保の特別会計という性格上、なかなかそれはどうかなあということも思います。やはり今でもやっておるわけですが、一般会計をもちまして、子供たち医療費のほうの扶助といいますか、そ

ういう援助、そういった形が一番適切ではないのかなというふうに考えると
ころでございます。

○掛布委員　　いつもお聞きしていることなんですけれども、滞納の世帯に対して短期証が交付されているわけで、その交付世帯数の表をいただいたんで、それをもとにお聞きしたいんですけれども、平成26年の8月更新分で対象は881世帯なんだけど、未交付が74世帯あるということは、ここの74世帯に対しては保険証がお渡しできていないということになってしまうわけなんですけれども、前から未交付をなくすようにということをお願いしているわけなんですけど、なぜ74世帯も保険証がないおうちができてしまっておるのかということをお尋ねしたいなあと思います。

○保険年金課長　　先ほどの881件、短期証の対象者ということでございますけれども、一度お顔を見て、現在の生活の状況をお尋ねして、それからまた次のステップで分納のお約束をしていただくなどの接触の機会を持ちたいということで、短期証というものを交付しておるところでございます。今の74件以外の世帯の方、一部は郵送でお送りしたけれども戻ってきてしまっているという世帯もございまして、それを除きまして74世帯の方が市役所のほうにお越しいただくということにに応じていただけないということで、今現在、未交付の状況になっておるというものでございます。

○掛布委員　　接触して、分納の約束をしてもらえる方は交付するということになっていると思いますので、郵送してしまうということとはできないわけですか。

○保険年金課長　　先ほどの繰り返しになりますが、一度お越しいただきまして、現在の生活の状況を聞き取りさせていただいて、あと、月々可能なお支払いの金額がそれぞれあるでしょう。その金額を分納誓約していただき、お渡しをさせていただくという流れでやっておりますので、御理解いただきますようお願いしたいと思います。

○委員長　　そのほかございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　それでは、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 49 分 休 憩

午後 3 時 50 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第58号を採決します。本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第59号 平成26年度江南市横田教育文化事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続きまして、議案第59号 平成26年度江南市横田教育文化事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼少年センター所長 議案第59号 平成26年度江南市横田教育文化事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、該当ページのほうを御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

歳入でございますが、まず408ページをお願いいたします。

こちらの上段の1款1項1目利子及び配当金、1節利子及び配当金。

2款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金。

3款1項1目繰越金、1節前年度繰越金。

4款1項1目預金利子、1節預金利子。

4款1項2目有価証券償還差益、1節有価証券償還差益でございます。

続きまして、歳出のほうを説明させていただきますので、410ページをお願いいたします。

上段の1款1項1目教育文化振興費、作文コンクール事業と市立図書館の図書整備事業費でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いをい

たします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○牧野委員　411ページ、備考欄の一番下、市立図書館図書整備事業、先ほど決算書にも載っていましたが横田文庫用図書40万円、こういったものなんですか、具体的に。

○教育課長兼少年センター所長　横田文庫用の市立図書館のほうの図書の整備をするということで、毎年度末に現在のところ40万円ということで支出をさせていただいているところでございます。そちらのほうは生涯学習課のほうになりますが、横田関係ということで、哲学、歴史、社会科学、自然科学等、そういったものに活用していただいているところでございます。

○牧野委員　先ほど生涯学習課のほうで出ていたんだけど、40万円が。哲学、歴史、横田さんの書籍とは関係ない。ちょっと僕、よくわからないんだけど、横田文庫がありますね、ずらっと。そこにふやすのか、そうじゃなしに、横田文庫関連図書、どういう意味か、ちょっと。

○教育課長兼少年センター所長　横田喜三郎氏のほうの御遺志がございまして、江南市の図書館の図書の充実を図ってほしいといった御遺志がございました。それで、ジャンルを決めてということではございませんが、横田文庫用ということで、いろんな分類の書籍を購入して整備しているところでございます。

○掛布委員　前も申し上げたことがあるんですけども、作文コンクール事業のテーマが前向きでないといけないみたいなテーマなので、もうちょっと素直に自分の思いを出せるようなテーマの作文コンクール、将来こうありたいというテーマ、いつもそうなっているみたいなので、それはそういう趣旨でずうっとやってこられたかもしれないんですけども、もっと自由に今の社会を見詰めて、自分としてどう思うかというようなことを自由に表現できるような、自分はこうありたい、将来はこうなっているんだというのを語り合うということでは、なかなか子供たちは応募していけないんじゃないかなという思いがありますので、本当に自分の体験から自由に表現したいことを表現できるような、もっと自由な作文コンクールにさせていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、どうなんでしょうか。前も

同じことを申し上げましたけれども。

○教育長　私の将来といった中に、もちろんいろんな気持ちを出しています。ですから、今、掛布委員さんが言われたような、自分は将来何もまだ考えられていないだとか、迷っているだとか、そういった表現の子たちもいます。また、代表で選ばれた子たちの発表の中にも、本当に100%前向きな中で発表しているのではなくて、いろんなことを経ながら、こうした生き方をしていくだとかいうような語りがありますから、そういう中で、どうやってこれから生きていくというようなことでの将来に向けての言葉ですから、今の掛布委員さんの、もう完全に100%、未来洋々として生きていくという子ばかりの発表ではありません。実際いろんな子がいると思います。どうでしょうか。そういう内容も私はあると思いますよ。でも、そういう中で、どうやって生きていくかという、生きていかないかんですから、前向きに向かってというようなのをどこかで自分の心を押し上げていくような、そんな気持ちになることも大事ですし、だからといって、迷っているとか、そればかりがいいというのも変なものですから、いろんな子供たちの気持ちの表現は、一人一人の発表作文を読んでみたり、あるいは聞いてみたり、あるいは代表になっていない子たち、全て見ると、今の掛布委員さんが思っているようなことを正直に書いている子供たちももちろんいます。

○掛布委員　いつもいつも参加させてもらうわけではないのであれなんですけれども、どうしても応募して、選ばれて、そこで本当に自信たっぷりにしゃべることが要求されるわけですので、どうしてもつくってしまう。自分を飾ってしまうようになっているのをすごく私は感じて、これでいいのかなあと。ここまで自分を無理に飾り立てるようなことをやらせていいのかなと。私はもっと素直に自分の弱みだとか、思いを率直に出したことを評価されるような、そういったテーマにしないとかわいそうだなという気がしますし、ただ素直に出しているだけでは選ばれませんので、どうしても。それと、あと作文コンクールまでやらなくてもいいんじゃないかと。

○教育長　だからといって、今、子供たちが多少ひよっとしたら背伸びをしてしゃべっている部分があるかもしれません。でも、それが、だからといって無理をしているのではなくて、あるいは素直でないという考え方も何かち

よっと変ではないかなあとと思います。悩んでいたり、あるいは苦労しているんだけど、でも、こうした生き方をしていきたいというような、多少無理してそうやって出すという生き方も、どこかで何か自分の背中を押していくような、そんな気持ちになっていくという点も大事なのではないのでしょうかね。もちろん私、弱気なこと、あるいは迷っていること、なかなかできなくて、本当に自分は情けないなあと思ったり、そういう表現をすることを決して否定することではありませんけれど、そういう気持ちのある中、やはり何か自分を振り絞って、こんな生き方をしてみたいなあとといった背伸びするという気持ちもどこかであることがそれぞれの生きていく力を高めていくもとにもなるような面もあるのではないのでしょうかね。

○委員長　　あともう1点、コンクールについてはどうかという意見もあったんですが、その点はどうなんでしょうか。

○教育長　　横田喜三郎さんの寄附があったときに、そうしたものをある意味では望んでおみえというか、横田さんの遺志も入っていないと言ったらうそになりますね。

○委員長　　あとはよかったですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　それでは、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時02分　　休　憩

午後4時02分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第59号を採決します。本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第62号　平成26年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

○委員長 続いて、議案第62号 平成26年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 では、議案第62号 平成26年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算書の該当ページのほうを申し上げますので、よろしく願いいたします。

最初に、歳入でございます。

決算書の436ページ、437ページをお願いいたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料から、440ページ、441ページの9款3項2目1節雑入まででございます。

続きまして、歳出でございます。

442ページ、443ページをお願いいたします。

1款1項1目総務管理費でございます。このページから、450ページ、451ページの6款1項1目償還金及び還付加算金まででございます。

あと、469ページ、下から4段目、介護保険事業基金の状況を記載しております。

以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

○掛布委員 449ページの一番下段のところ、監査委員さんの指摘もあったんですけども、一番下の委託料の地域包括支援センター運営委託料は予算が不足するとかいうことで、契約の変更をやられたということで、予算の流用があったのに書いてないとかいうことになっていたんですけども、それはどういうことなんでしょうか。予算の流用というふうにこの中に書かなくてもいいわけですか。同じ委託料の中でやりくりをしたと。ただ、契約の変更があったということで、流用とまでは書かなくていいということだったんでしょうか。

○高齢者生きがい課長 予算には款、項、目、節とございまして、今回、そのうちの目内の流用という形になりまして、記載の方法は少し前から変わっ

ておりまして、このような形になっております。

- 掛布委員　　そうすると、具体的には、それぞれの3カ所の包括支援センターと運営委託の契約を結ばれた後で契約変更ということになったわけなんですか。もうちょっと詳しく説明していただきたいなあと思いますが。
- 高齢者生きがい課長　　今回は申しわけないことだと思います。じゃあ、説明をさせていただきます。

まず、平成25年度の2次予防事業の事業報告を受け、低調であった事業参加者をふやすことが喫緊の課題と判断いたしました。事業内容につきましては、地域包括支援センターに委託しております介護予防ケアマネジメント事業の中で、要介護状態になるおそれのある方に対し、介護予防事業、いわゆる2次予防事業に参加していただくよう勧奨の強化を図ったものでございます。これは高齢者の方が住みなれた地域で安心して生活できるようにするため、また早期に地域包括ケアシステムの構築を図る上での必要があり、今後増加していく介護給付費の抑制にもつながるものと考え、市内3カ所の地域包括支援センターに対してお願いしたものでございます。

- 掛布委員　　そうすると、その2次予防事業の参加者をふやそうということで取り組みが進んだ結果、全体として委託料がふえたということなんですか。3つの支援センターのここは減って、ここはふえてということで、この7,383万3,000円の中で流用したんじゃないかと、その前の印刷製本費とか報償費とか、そちらからの流用があったと、そういうことなんですか。ちょっとよくわからないんですけども。
- 高齢者生きがい課長　　流用はこの委託費の中ではなくて、包括支援事業、任意事業の中において流用財源をつくりまして、流用をしたという形になります。
- 掛布委員　　そうすると、地域支援事業7,741万7,417円の中で流用があったということですね。
- 高齢者生きがい課長　　そのとおりでございます。
- 掛布委員　　だったら、ちょっと書いていただいたほうがいいんじゃないですかね、流用があったというのを。これをこっちにというか。流用してはいけないというか、款を超えた流用はだめですけど、目内の流用はもちろん認

められているんですけれども、流用があったということは書いていただいたほうがいいんじゃないでしょうかね。

- 健康福祉部長 1つの例を探したんですけれども、決算書の131ページをちょっとごらんいただきたいと思うんですが、右のほうの備考欄に流用増ということで、02-01-02より11万6,000円流用増とございます。決算書の様式として、他の目からのものはこのように記載がなされているということであろうと思います。これ、決算書の一定の様式だと思いますので、これはこういう形で、ですから、私どもの今の場合と同じ目内でしたので、今の決算書の様式としては当てはまるものはなかったと、こういうふうなことで御理解願いたいと思います。
- 牧野委員 437ページです。介護保険制度が国保と比べて、収入未済額と不納欠損額が、本当はあっちゃいけないんだけど、それぞれ多いか少ないかわかりませんが、収入未済額に対して、不納欠損額を算出する基準みたいなものと、これは後期高齢者でも国保でも同じ基準で不納欠損を出しているんですか。
- 高齢者生きがい課長 介護保険におきましては、不納欠損に関しまして、江南市介護保険料不納欠損処分取扱事務要領、それから、あとは各年度のマニュアル、不納欠損処理についてのマニュアルに基づきまして不納欠損を行っておるという形でございます。
- 牧野委員 具体的に、例えば時効の中断だとか、そういうことをどんだんだんはかっていって伸ばすとか、そういうことをやっているのかやっていないのか、どうなんですか。
- 高齢者生きがい課長 うちのほう、再任用職員における訪問徴収、それから年に2回ですけれど、職員の訪問徴収をやっております、相手の方のお話の中で必要な判断を下し、分納誓約書等が必要な方というふうに判断すれば誓約書をいただくと。そうすると、時効がとまるというような形になりますけれど、そのような活動をしておるところでございます。
- 牧野委員 ちょっとわからないんだけど、ただ、私は未収金額と不納欠損の比率がなかなかいいなあというか、個人的な理由ですけれども、未収入額が平成10年からずっとたまって、金利がついて、どんどんどんどんやって、

実際は取れないという決算書類と、こういう介護とか、収入に対して、未収と不納欠損を処理していくというほうが徴収員も決算書もきれいというのか、見やすいというのか、取れないものをいつまでも載せている決算書は本当に見たくないのか、私はこういう仕組みが、国保とは違うのかとちょっと思ったもんですから、もっと詳しくは調べなきゃわかりませんが、これでいいと思います。取れないものは取れない。

○高齢者生きがい課長　　今、分納の関係をちょっとお話しいたしましたけど、うちのほうの介護保険も分母が大きい状態になってきておるという認識のもと、平成25年の2月のときに今後の不納欠損の処理について、今、牧野委員言われましたように、いつまでもという言葉はよくないかもしれませんが、置けば、このまま分母が膨らむのみという形で、市長さんのほうの英断をいただきまして、計画的に落としていくという形で、毎年度不納欠損を落としておるとというのが現状でございます。

○掛布委員　　成果報告書の153ページ、先ほどの予算の流用で問題にした地域支援事業の包括的支援事業で2次予防対象者をどんどん引っ張り出して、介護予防の教室に参加させるのに頑張りましたというお話で、ここに書いてあるのは介護予防の講演会の様子ということなんですけれども、具体的にはほかにどんな取り組みをやられたということなんですか。

○高齢者生きがい課長　　一応講演会のほかに、予防事業という形で1次、2次のいろんな運動等を実施しております。具体的に申しますと、例えば足腰弱らん教室、お達者転ばん教室、それから楽しく健康づくり教室等々を実施し、たくさんの方の参加をいただいております。

○掛布委員　　いろいろお手紙を送られたりとか、出てきてくださいよとか、一生懸命やられたと思うんですけれども、そういうことに応じない、引っ込んだままの方をどうやって引っ張り出して、楽しく体を動かすことに継続的に参加していただくかという、無理なく楽しく、そのところが非常に難しく、地域包括支援センターの方の努力というのはあったと思うんですけれども、なかなか応じないわでそのまま放ってしまうと、本当にそのままになってしまうので、応じない方に対してもしつこく粘り強く相手をしていただくといい体制になっているのでしょうか。

○高齢者生きがい課主幹　　1次予防教室につきましては、非常に参加者の方々からも参加して効果があるというようなことで、伝え伝えの参加率が向上をしているという状況にあります。

また、2次予防教室につきましては、チェックリストによって勧奨のはがき等、結果を送付して、はがきでまた勧奨結果をいただくというような形で、包括支援センターのほうがお手紙の結果をもとに、また電話連絡をしたり、勧奨のところはやっておる状況でございます。ただ、どうしても最初から無理という回答の方についての難しさはあるというのが現状でございます。

○掛布委員　　本会議場で森議員からいただいた宿題がありまして、成果報告書の158ページのところに介護保険料の滞納繰り越し分の収納率が非常に落ちていると。8.3%ということで、どんどん落ちていっているような気がするんですけども、これはどういう結果であったんでしょうか。前年度は何%だったんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　　滞納繰り越し分における普通徴収の収納率は平成25年度は8.8%でした。

○掛布委員　　実際にサービスを使っている人で滞納している場合に、それこそ水道の給水停止じゃないですけども、サービスを受けられないよとか、そういった扱いというのはしてはいけないことになっているかとは思いますが、そのような対応はないということではよろしいでしょうか。

○高齢者生きがい課長　　介護保険のほうには給付制限がございます。これは、利用していただくときに、通常は1割お支払いいただくところを全額払っていただきまして、その後、市役所のほうへ来ていただいて、9割分の返還の手続をとるというような方法ですとか、その年数によって、1年半でしたか、給付制限がございますして、それをうちとしては本当は給付と賦課という形で、お金を払ってサービスを使ってみえる方との均衡上、不公平が出てはというようなことは思います。ただ、現実、お話を聞きますと、なかなかというのがございますので、うちのほうも、説明としては、このまま続くと給付制限がということもありますので御検討をいただきたいというような形で、現実にはまだ給付制限のほうはやってないんですけど、今後、介護保険料の滞納がふえていくような状況になりますと、どこかのタイミングでそういう給

付制限を行わなければならないときも来るやもしれないという認識は持っております。

○掛布委員　　今現在、まず10割払いなさいよみたいな、国保の資格証みたいなものはやってないということですか。

○高齢者生きがい課長　　はい、今現在はやっておりません。

○牧野委員　　評価書の155ページに要介護度別在宅サービス費用の利用状況という真ん中の枠がありまして、これを見て、ちょっと驚いたんだけど、人数と金額をマックスこれぐらい費用があるんだけど、実際使っているのは55.1%と書いてあるんで、思ったより低いなあという数字と、その下に、保険給付費、居宅サービスの予算額と支出額、結構これはこれでまた大きいんですけど、居宅サービス給付費と2番目の2億800万円、これは何かに含んでいるの。どういう関係なんですか。ちょっと説明、表の見方がわからないんです。

○高齢者生きがい課長　　上の要介護度別在宅サービス費用の利用状況の④のサービス費用計の2億881万1,000円と、下の表の介護保険給付費等の執行状況の居宅サービスなんかの支出済額33億円になっておりますけれど、サービス費用の計というものは、この中へ含まれた形の今現在給付費として、平成26年度に支出したのはこれだけという形の表になっております。

○牧野委員　　中に含んでおるしかない。私も含んでいると思うんですけど、サービス費用というのは意外と使いづらいのか、使わないのか、使い切れないのか、よくわからない。半分しか使っていないというのは、理由はどんなものが考えられるんですか。

○高齢者生きがい課長　　これはちょうど議案質疑の中で森議員さんのほうから、特に上の表が割り返すと50%に満たないような、近いような数字の中でというような御答弁をさせていただきました。要介護認定者のうち、在宅サービスの利用者でない方としましては、施設、それからグループホーム、特定施設に入所の場合、それから住宅改修ですね、これのみで使われる場合。あとは家族が介護をされている場合が主に考えられるのではないかと。ほかには費用面ですね。費用面においてサービスを控えてみえる方も見えるのではないかと。それから、家族の理解が得られない場合が考えられるのではないかと。

かという答弁をさせていただきました。このサービス費用の計と、今の支給限度額の差額が一番上の要支援1ですと43%になっておりますけれど、そのようなことぐらいしかわからないというのが私らの現状でございます。

○牧野委員 回答を思い出しました。済みません、同じことを聞いて。ただ、そうなりますと、表2の対象者数2,097人の中には入所者数は含んでいないということになりますかね。

○高齢者生きがい課長 この2,097人の中には施設利用者は入っておりません。

○牧野委員 入ってない割には低いなど。まあいいです。

○掛布委員 報告書の158ページの下の活動指標のところ、納付書の発送件数の説明欄のところに、介護保険料納付書及び平準化更正通知発送件数とあるんですけども、これってどういうことでしょうか。

○高齢者生きがい課長 介護保険料の支払いの関係で、特別徴収の方は年6回、普通徴収の方は年10回ございまして、特に特別徴収の方が多いですので、その関係で少し説明させていただきますが、介護保険には仮算定と本算定というのがございます。仮算定は4月、6月、8月、それから本算定は10月、12月、2月というように、年を大きく2つに分けておるというところで、介護保険法は前年度2月分の額が翌年の4月の額になるという決まりがある中で、その2月分の額が高い場合、同じ保険料であれば、前半の3回、仮算定の期間の中でどんとふえてしまう。残りの分を後半の3回でお支払いいただく。そのアンバランスをとるために平準化というものを行っておるということでございます。

○掛布委員 平成26年度は介護保険料の額の変更はなかったと思うんですけども、額の変更がなくても、こういうのが必要だったということですか。

○高齢者生きがい課長 額の変更もあれなんですけど、例えば65歳に到達された方ですね、その前の年に。そうしますと、その方の特別徴収が始まるのが4月以降とかという場合に仮算定の数字なんかが上がってしまいますので、そういう方に対して、4月は、申しわけないんですけどその額でお願いし、あと5回を平準的に、完全に平準にはならないんですけど、ある程度の金額の誤差が少ない保険料を設定するという形で行っております。

○委員長 そのほかはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 4 時32分 休 憩

午後 4 時32分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第62号を採決します。本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩させていただきます。

午後 4 時32分 休 憩

午後 4 時33分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号 平成26年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続きまして、議案第63号 平成26年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、議案第63号 平成26年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書の454、455ページをお願いいたします。

上段にございます1款後期高齢者医療保険料から、1枚はねていただきまして、456、457ページでございます。5款の諸収入まででございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

458、459ページをお願いいたします。

上段にございます1款総務費から、中段にございます3款の諸支出金まででございます。

以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしく願いを申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○掛布委員　後期高齢者の保険料の収入ですけれども、行革の推進委員会に出ていて、そのときにいただいた資料ですと、後期高齢者医療の保険料が平成26年度に上がったために、新たに特別徴収から普通徴収に移る方がたくさんいたために収納率が下がったという表現があったんです。いわゆる保険料の値上げによって特別徴収から普通徴収になっちゃうということはとんでもない話で、要するに保険料の額の半分以上を差し引かれる状態の方がかなり出たという意味になるので、実態はどうなのかなあというのを確認したいんですけれども、すごい苛酷なことだなと思って、徴収率が下がった原因がそれだと書いてあるもんですから、ちょっとびっくりしました。

○保険年金課長　今、委員から御紹介いただきました平成26年度に後期高齢者の保険料の見直しがございまして、保険料率が前年に比べて上がりましたことによって、介護保険と後期高齢の保険料の合算したものが年金額の2分の1を超えて特別徴収できないということで、普通徴収に回るというのは実際にございました。ただ、申しわけありませんが、件数のほうはちょっと把握できておりませんので、どれだけあったかということはちょっと申し上げられませんけれども、収納率の件に関しましては、現年度分でございますが、平成25年度は99.33、それから平成26年度は99.32ということで、若干下がっておるのは事実でございます。

○掛布委員　実際そういう理由で普通徴収になっている方というのは後期高齢者の中でどれぐらい、普通徴収の方のどれぐらいがそういう理由で特別徴収できない方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○保険年金課長　平成26年度の本算定でございます。8月の時点で納付書をお送りした件数の割合を申し上げますと、1万1,520件の保険料の通知書が

ございました。特別徴収の方が7,374件ということで、全体の64%の方が年金天引きということでございます。次に、口座振替をお申し込みいただいております方が3,180件ということで、全体の27.6%でございます。最後に、口座引き落としでも年金天引きでもない、現金で期ごとに納めていただいている方が966件ということで、全体の8.4%という割合になっております。ただ、特別徴収から現金に回った方が何件あるかというのは把握できておりませんので、御了解をいただきたいと思っております。

○掛布委員　　そうしますと、その966件の方の全員が介護保険料と後期高齢者医療の保険料で年金額の半分以上を占めるというわけではないけれども、それに近いような低年金の方だよと、そういうことは考えられるわけですか。

○保険年金課長　　そのとおりでございます。中には無年金の方もお見えになります。

○掛布委員　　無年金でも保険料の納付書が届くというのは本当に大変なことなんですけれども、9割軽減、8.5割軽減でしたか、あったのが、たしかこの前の医療制度の改悪で、もう減免やめちゃうというのは決まってしまったんですか。決まってしまったら、またまた大変なことになって、後期高齢者の保険料が3倍になっちゃうとかいうことなので、それこそ特別徴収から普通徴収にかわる方が続出してしまいうんじゃないかと思うんですけど、それはいつからそういうことになってしまうんでしょうか。

○保険年金課長　　本来7割軽減というのが原則でございますけれども、当面の間はということで、所得に応じて9割軽減の方、8.5割軽減の方ということで、ずっと平成20年度の制度の創設以来、進んできたわけでございます。そうした中でも、お年寄りの方にも相応の負担をいただくということで、この軽減の制度を廃止していくという動きはあるように聞いておりますが、まだ決定したというふうには聞いておりませんし、いろいろな機会があるときに、後期高齢の方の負担をふやすなということで、いろんな機会を捉えて要望をしておるところでございます。

○委員長　　よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いた

します。

暫時休憩いたします。

午後 4 時42分 休 憩

午後 4 時42分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号を挙手により採決します。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩します。

午後 4 時43分 休 憩

午後 4 時45分 開 議

○委員長 再開をいたします。

質疑の途中ではありますが、本日の委員会はこの程度にとどめ、明日17日午前9時30分から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 4 時46分 散 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 野下達哉